

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○区画漁業権及び定置漁業権の免許の内容 となるべき事項等の定め	(漁業管理課) 1

告 示

高知県告示第463号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、
区画漁業権及び定置漁業権の免許の内容となるべき事項、免許予
定日、申請期間及び地元地区を次のとおり定めた。

平成30年5月29日

高知県知事 尾崎 正直

第1 漁業権の漁場の位置及び区域、漁業の種類及び時期、地元
地区並びに制限又は条件

◎区画漁業権（117件）

〔第一種区画漁業（貝類養殖）〕
（東部海区関係）

1 公示番号 区第2,001号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸郡東洋町白浜間浜

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸郡東洋町白浜間浜西区画基点

基点乙 安芸郡東洋町白浜間浜東区画基点

ア 甲から乙を見通した線から右に7度42分の
線と乙から甲を見通した線から左に77度12分
の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から右に1度57分の
線と乙から甲を見通した線から左に171度31
分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から右に15度17分の
線と乙から甲を見通した線から左に135度25
分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から右に21度26分の
線と乙から甲を見通した線から左に96度26分
の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ

た区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで

類垂下式養殖業

(3) 地元地区

安芸郡東洋町のうち甲浦、白浜、河内及び生見

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

(中部海区関係)

2 公示番号 区第2,002号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香南市夜須町手結大手沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 香南市夜須町手結浦戸濤県漁場基点第90号

基点乙 香南市夜須町手結灯台北区画基点

ア 甲から乙を見通した線から左に22度51分31
秒の線と乙から甲を見通した線から右に5度
17分2秒の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に62度48分31
秒の線と乙から甲を見通した線から右に20度
52分42秒の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に31度19分31
秒の線と乙から甲を見通した線から右に44度
40分50秒の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に48度29分0
秒の線と乙から甲を見通した線から右に55度
51分37秒の線との交点

オ 甲から乙を見通した線から左に75度55分19
秒の線と乙から甲を見通した線から右に34度
21分36秒の線との交点

カ 甲から乙を見通した線から左に83度0分0
秒の線と乙から甲を見通した線から右に48度
3分36秒の線との交点

キ 甲から乙を見通した線から左に62度30分42
秒の線と乙から甲を見通した線から右に72度
8分36秒の線との交点

ク 甲から乙を見通した線から左に55度6分38
秒の線と乙から甲を見通した線から右に82度
35分29秒の線との交点

ケ 甲から乙を見通した線から左に52度12分32
秒の線と乙から甲を見通した線から右に79度
4分38秒の線との交点

コ 甲から乙を見通した線から左に42度23分23

秒の線と乙から甲を見通した線から右に75度
53分27秒の線との交点

サ 甲から乙を見通した線から左に34度40分22
秒の線と乙から甲を見通した線から右に77度
59分53秒の線との交点

シ 甲から乙を見通した線から左に29度1分6
秒の線と乙から甲を見通した線から右に82度
50分16秒の線との交点

ス 甲から乙を見通した線から左に23度42分43
秒の線と乙から甲を見通した線から右に89度
24分51秒の線との交点

セ 甲から乙を見通した線から左に22度27分57
秒の線と乙から甲を見通した線から右に69度
52分42秒の線との交点

ソ 甲から乙を見通した線から左に12度41分39
秒の線と乙から甲を見通した線から右に29度
36分24秒の線との交点

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、
ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ及びソアを結ぶ15
直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで

類垂下式養殖業

(3) 地元地区

香南市のうち夜須町

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

3 公示番号 区第2,003号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐市宇佐町沖防波堤前

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐市宇佐町沖防波堤西区画基点

基点乙 土佐市宇佐町沖防波堤東区画基点

ア 甲から乙を見通した線から左に75度4分の
線と乙から甲を見通した線から右に27度6分
の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に49度2分の
線と乙から甲を見通した線から右に57度3分
の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に22度31分の
線と乙から甲を見通した線から右に38度23分
の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に77度41分の

<p>線と乙から甲を見通した線から右に14度11分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで</p> <p>類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>土佐市のうち宇佐町</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>4 公示番号 区第2,004号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 土佐市宇佐町古波止南地先(1)</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 土佐市宇佐町古波止区画基点</p> <p>基点乙 土佐市宇佐町小港区画基点</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から右に42度19分の線と乙から甲を見通した線から左に79度52分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から右に86度8分の線と乙から甲を見通した線から左に26度57分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から右に79度12分の線と乙から甲を見通した線から左に22度50分の線との交点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から右に37度4分の線と乙から甲を見通した線から左に81度12分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで</p> <p>類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>土佐市のうち宇佐町</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>5 公示番号 区第2,005号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 土佐市宇佐町古波止南地先(2)</p> <p>イ 漁場の区域</p>	<p>点の位置</p> <p>基点甲 土佐市宇佐町古波止区画基点</p> <p>ア 甲から磁針方位139度54分の線上甲から174メートルの点</p> <p>イ 甲から磁針方位177度21分の線上甲から308メートルの点</p> <p>ウ 甲から磁針方位183度52分の線上甲から289メートルの点</p> <p>エ 甲から磁針方位145度43分の線上甲から138メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで</p> <p>類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>土佐市のうち宇佐町</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>6 公示番号 区第2,006号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 土佐市宇佐町小宇津賀地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 土佐市宇佐町井の尻小向堤防区画基点</p> <p>ア 甲から磁針方位234度35分の線上甲から242メートルの点</p> <p>イ 甲から磁針方位234度35分の線上甲から30メートルの点</p> <p>ウ 甲から磁針方位203度23分の線上甲から198メートルの点</p> <p>アイ、イウ及びウアを結ぶ3直線に囲まれた区域中最大高潮時の海岸線から沖合の区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで</p> <p>類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>土佐市のうち宇佐町</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>7 公示番号 区第2,007号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内下浦場地先</p>	<p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 須崎市浦ノ内大崎下浦場浦場の白石区画基点</p> <p>基点乙 須崎市浦ノ内大崎の鼻区画基点</p> <p>ア 甲から磁針方位45度18分の線上甲から116メートルの点</p> <p>イ 甲から磁針方位0度40分の線上甲から170メートルの点</p> <p>ウ 乙から磁針方位271度53分の線上乙から128メートルの点</p> <p>エ 乙から磁針方位243度7分の線上乙から78メートルの点</p> <p>アイ、イウ及びウエを結ぶ3直線並びにエア間の最大潮時の海岸線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで</p> <p>類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>8 公示番号 区第2,008号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 須崎市大谷小室戸地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 須崎市大長崎の鼻区画基点</p> <p>ア 甲から磁針方位37度58分の線上甲から917メートルの点</p> <p>イ 甲から磁針方位41度10分の線上甲から1,113メートルの点</p> <p>ウ 甲から磁針方位61度5分の線上甲から1,062メートルの点</p> <p>エ 甲から磁針方位60度26分の線上甲から856メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで</p> <p>類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区</p>
--	---	---

<p>須崎市のうち大谷</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>9 公示番号 区第2,009号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町久礼小鎌田鎌田道路護岸地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 高岡郡中土佐町久礼小鎌田鎌田道路護岸基点</p> <p>ア 甲から磁針方位140度03分の線上甲から170メートルの点</p> <p>イ 甲から磁針方位140度57分の線上甲から140メートルの点</p> <p>ウ 甲から磁針方位120度52分の線上甲から145メートルの点</p> <p>エ 甲から磁針方位123度25分の線上甲から174メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで</p> <p>類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>高岡郡中土佐町のうち久礼鎌田</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>10 公示番号 区第2,010号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町上ノ加江押岡地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 高岡郡中土佐町上ノ加江三銀濬小型定置漁場基点</p> <p>ア 甲から磁針方位284度26分の線上甲から433メートルの点</p> <p>イ 甲から磁針方位232度44分の線上甲から563メートルの点</p> <p>ウ 甲から磁針方位246度14分の線上甲から793メートルの点</p> <p>エ 甲から磁針方位280度23分の線上甲から711メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ</p>	<p>た区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで</p> <p>類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>高岡郡中土佐町のうち上ノ加江</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>(西部海区関係)</p> <p>11 公示番号 区第2,011号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町伊田前磯沖</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 幡多郡黒潮町伊田弁天濬県漁場基点第120号</p> <p>ア 甲から磁針方位180度48分の線上甲から555メートルの点</p> <p>イ 甲から磁針方位234度12分の線上甲から320メートルの点</p> <p>ウ 甲から磁針方位234度12分の線上甲から20メートルの点(瀬田濬)</p> <p>エ 甲から磁針方位148度23分の線上甲から452メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで</p> <p>類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>幡多郡黒潮町のうち伊田、灘、有井川及び白浜</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>12 公示番号 区第2,012号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町上川口沖ノ高濬地先(1)</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 幡多郡黒潮町上川口沖ノ高濬区画基点</p> <p>ア 甲から磁針方位128度36分の線上甲から310メートルの点</p> <p>イ 甲から磁針方位123度10分の線上甲から338メートルの点</p>	<p>ウ 甲から磁針方位133度25分の線上甲から415メートルの点</p> <p>エ 甲から磁針方位138度8分の線上甲から393メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで</p> <p>類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>幡多郡黒潮町のうち上川口及び浮鞭</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>13 公示番号 区第2,013号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町上川口沖ノ高濬地先(2)</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 幡多郡黒潮町上川口沖ノ高濬区画基点</p> <p>ア 甲から磁針方位148度40分の線上甲から242メートルの点</p> <p>イ 甲から磁針方位141度5分の線上甲から264メートルの点</p> <p>ウ 甲から磁針方位151度17分の線上甲から348メートルの点</p> <p>エ 甲から磁針方位157度15分の線上甲から331メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで</p> <p>類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>幡多郡黒潮町のうち上川口及び浮鞭</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>14 公示番号 区第2,014号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町上川口ねご濬東地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 幡多郡黒潮町上川口沖ノ高濬区画基点</p> <p>ア 甲から磁針方位265度40分の線上甲から612</p>
---	---	---

<p>メートルの点 イ 甲から磁針方位265度40分の線上甲から572メートルの点 ウ 甲から磁針方位255度51分の線上甲から583メートルの点 エ 甲から磁針方位256度35分の線上甲から622メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡黒潮町のうち上川口及び浮鞭</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>15 公示番号 区第2,015号 (1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町上川口岬防波堤地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡黒潮町上川口港内防波堤(IV)区画基点 基点乙 幡多郡黒潮町上川口上川口港灯台 ア 甲から乙を見通した線から右に4度0分線上甲から286メートルの点 イ 甲から乙を見通した線から右に26度30分の線上甲から313メートルの点 ウ 甲から乙を見通した線から右に31度0分の線上甲から267メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から右に4度0分の線上甲から236メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡黒潮町のうち上川口及び浮鞭</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>16 公示番号 区第2,016号 (1) 漁場の位置及び区域</p>	<p>ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町上川口大落地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡黒潮町上川口港内防波堤(IV)区画基点 基点乙 幡多郡黒潮町上川口上川口港灯台 ア 甲から乙を見通した線から右に284度0分の線上甲から151メートルの点 イ 甲から乙を見通した線から右に290度0分の線上甲から149メートルの点 ウ 甲から乙を見通した線から右に288度0分の線上甲から104メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から右に280度0分の線上甲から107メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡黒潮町のうち上川口及び浮鞭</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>17 公示番号 区第2,017号 (1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 土佐清水市越大刈谷地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 土佐清水市越大刈谷二ツ島区画基点 ア 甲から磁針方位134度14分の線上甲から114メートルの点 イ 甲から磁針方位141度4分の線上甲から171メートルの点 ウ 甲から磁針方位182度40分の線上甲から192メートルの点 エ 甲から磁針方位194度45分の線上甲から143メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区</p>	<p>土佐清水市のうち越 (4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>18 公示番号 区第2,018号 (1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 土佐清水市越カサアジロ地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 土佐清水市越大刈谷二ツ島区画基点 ア 甲から磁針方位13度35分の線上甲から141メートルの点 イ 甲から磁針方位23度21分の線上甲から95メートルの点 ウ 甲から磁針方位332度12分の線上甲から90メートルの点 エ 甲から磁針方位340度42分の線上甲から137メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区 土佐清水市のうち越</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>19 公示番号 区第2,019号 (1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 土佐清水市越小刈谷地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 土佐清水市越小刈谷平塚区画基点 ア 甲から磁針方位223度15分の線上甲から100メートルの点 イ 甲から磁針方位190度30分の線上甲から170メートルの点 ウ 甲から磁針方位218度30分の線上甲から288メートルの点 エ 甲から磁針方位238度15分の線上甲から255メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期</p>
---	--	---

<p>第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区 土佐清水市のうち越</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>20 公示番号 区第2,020号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 土佐清水市越松の下地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 土佐清水市越小刈谷平落区画基点 ア 甲から磁針方位357度28分の線上甲から134メートルの点 イ 甲から磁針方位24度9分の線上甲から234メートルの点 ウ 甲から磁針方位40度45分の線上甲から213メートルの点 エ 甲から磁針方位25度44分の線上甲から90メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区 土佐清水市のうち越</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>21 公示番号 区第2,021号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 土佐清水市越大間地先(1) イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 土佐清水市越大間区画基点 ア 甲から磁針方位223度13分の線上甲から232メートルの点 イ 甲から磁針方位206度13分の線上甲から209メートルの点 ウ 甲から磁針方位201度20分の線上甲から356メートルの点 エ 甲から磁針方位212度10分の線上甲から371メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ</p>	<p>た区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区 土佐清水市のうち越</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>22 公示番号 区第2,022号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 土佐清水市越大間地先(2) イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 土佐清水市越あしずり港岸壁区画基点 ア 甲から磁針方位34度50分の線上甲から390メートルの点 イ 甲から磁針方位47度50分の線上甲から430メートルの点 ウ 甲から磁針方位69度25分の線上甲から276メートルの点 エ 甲から磁針方位51度0分の線上甲から208メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区 土佐清水市のうち越</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>23 公示番号 区第2,023号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 土佐清水市養老森出し地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 土佐清水市養老ガラク区画基点 ア 甲から磁針方位102度32分の線上甲から499メートルの点 イ 甲から磁針方位100度18分の線上甲から597メートルの点 ウ 甲から磁針方位113度42分の線上甲から644メートルの点</p>	<p>エ 甲から磁針方位117度48分の線上甲から551メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区 土佐清水市のうち養老及び松崎</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>24 公示番号 区第2,024号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 土佐清水市三崎鳶の巣地先(5) イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 土佐清水市三崎三崎港南防波堤突端区画基点 ア 甲から磁針方位53度19分の線上甲から384メートルの点 イ 甲から磁針方位83度10分の線上甲から392メートルの点 ウ 甲から磁針方位95度41分の線上甲から224メートルの点 エ 甲から磁針方位41度25分の線上甲から214メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで 類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区 土佐清水市のうち三崎、下益野、竜串及び瓜白</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>25 公示番号 区第2,025号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 土佐清水市三崎鳶の巣南地先(2) イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 土佐清水市三崎赤瀬漁場基点 ア 甲から磁針方位20度58分の線上甲から654メートルの点</p>
--	---	--

<p>イ 甲から磁針方位25度32分の線上甲から462メートルの点</p> <p>ウ 甲から磁針方位 6度25分の線上甲から445メートルの点</p> <p>エ 甲から磁針方位 7度38分の線上甲から640メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで</p> <p>類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>土佐清水市のうち三崎、下益野、竜串及び爪白</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>26 公示番号 区第2,026号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 土佐清水市竜串地先(3)</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 土佐清水市竜串大濠区画基点</p> <p>ア 甲から磁針方位189度51分の線上甲から621メートルの点</p> <p>イ 甲から磁針方位208度38分の線上甲から555メートルの点</p> <p>ウ 甲から磁針方位205度16分の線上甲から405メートルの点</p> <p>エ 甲から磁針方位181度28分の線上甲から490メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで</p> <p>類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>土佐清水市のうち三崎、下益野、竜串及び爪白</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>27 公示番号 区第2,027号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 幡多郡大月町龍ヶ迫長浜地先(2)</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p>	<p>基点甲 幡多郡大月町龍ヶ迫墓の下県漁場基点第172号</p> <p>ア 甲から磁針方位357度13分の線上甲から251メートルの点</p> <p>イ 甲から磁針方位18度41分の線上甲から456メートルの点</p> <p>ウ 甲から磁針方位30度54分の線上甲から440メートルの点</p> <p>エ 甲から磁針方位18度58分の線上甲から197メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで</p> <p>類垂下式養殖業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>28 公示番号 区第2,028号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫町大海弘浦地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 宿毛市小筑紫町長崎山八幡鼻区画基点</p> <p>基点乙 宿毛市小筑紫町長崎山小海下の鼻区画基点</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に111度2分の線と乙から甲を見通した線から右に46度0分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に79度0分の線と乙から甲を見通した線から右に61度5分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から左に106度5分の線と乙から甲を見通した線から右に20度5分の線との交点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から左に143度0分の線と乙から甲を見通した線から右に21度2分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで</p> <p>類垂下式養殖業</p>	<p>(3) 地元地区</p> <p>宿毛市のうち小筑紫町</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>29 公示番号 区第2,029号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 宿毛市大島大島南地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 宿毛市大島咸陽島区画基点</p> <p>基点乙 宿毛市大島烏帽子嶺区画基点</p> <p>基点丙 宿毛市大島矢竹島西南区画基点</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から右に84度27分の線上甲から96メートルの点</p> <p>イ 丙から甲を見通した線から左に76度17分の線上丙から80メートルの点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から右に42度35分の線と乙から甲を見通した線から左に31度17分の線との交点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から右に30度3分の線と乙から甲を見通した線から左に33度22分の線との交点</p> <p>オ 甲から乙を見通した線から右に12度26分の線と乙から甲を見通した線から左に10度21分の線との交点</p> <p>カ 甲から乙を見通した線から左に5度40分の線と乙から甲を見通した線から右に124度52分の線との交点</p> <p>キ 甲から乙を見通した線から右に4度18分の線と乙から甲を見通した線から左に133度56分の線との交点</p> <p>ク 甲から乙を見通した線から右に12度5分の線と乙から甲を見通した線から左に47度50分の線との交点</p> <p>ケ 甲から乙を見通した線から右に25度15分の線と乙から甲を見通した線から左に86度12分の線との交点</p> <p>コ 甲から乙を見通した線から右に66度46分の線と乙から甲を見通した線から左に50度46分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコアを結ぶ10直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで</p>
--	--	---

類垂下式養殖業

(3) 地元地区
宿毛市のうち大島、片島、池島、坂ノ下、新田、宇須々木、樺及び大深浦

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

30 公示番号 区第2,030号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 宿毛市藻津大藤島網代谷地先(1)

イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 宿毛市藻津大藤島松示落区画基点
基点乙 宿毛市藻津大藤島網代の北の鼻区画基点
ア 甲から乙を見通した線から右に83度59分の線と乙から甲を見通した線から左に53度38分の線との交点
イ 甲から乙を見通した線から右に83度37分の線と乙から甲を見通した線から左に41度46分の線との交点
ウ 甲から乙を見通した線から右に32度18分の線と乙から甲を見通した線から左に100度8分の線との交点
エ 甲から乙を見通した線から右に42度7分の線と乙から甲を見通した線から左に98度39分の線との交点
アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで
類垂下式養殖業

(3) 地元地区
宿毛市のうち藻津

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
〔第一種区画漁業（魚類養殖）〕
(東部海区関係)

1 公示番号 区第3,001号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸郡東洋町甲浦港内びしゃご落地先

イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 安芸郡東洋町甲浦びしゃご落区画基点
ア 甲から磁針方位277度12分の線上甲から146メートルの点

イ 甲から磁針方位154度58分の線上甲から27メートルの点

ウ 甲から磁針方位144度45分の線上甲から108メートルの点

エ 甲から磁針方位191度55分の線上甲から150メートルの点

オ 甲から磁針方位262度45分の線上甲から183メートルの点

アイ、イウ、ウエ、エオ及びエアを結ぶ5直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
類小割り式養殖業
(くろまぐろ養殖業を除く。)

(3) 地元地区
安芸郡東洋町のうち甲浦、白浜、河内及び生見

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

2 公示番号 区第3,002号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸郡東洋町甲浦港内くじら落地先

イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 安芸郡東洋町甲浦港内くじら落区画基点
ア 甲から磁針方位345度20分の線上甲から117メートルの点
イ 甲から磁針方位25度12分の線上甲から138メートルの点
ウ 甲から磁針方位91度30分の線上甲から162メートルの点
エ 甲から磁針方位295度46分の線上甲から31メートルの点
アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
類小割り式養殖業
(くろまぐろ養殖業を除く。)

(3) 地元地区
安芸郡東洋町のうち甲浦、白浜、河内及び生見

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
(中部海区関係)

3 公示番号 区第3,003号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香南市夜須町手結山沖

イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 安芸郡芸西村上黒落県漁場基点
ア 甲から磁針方位192度8分の線上甲から3,034メートルの点
イ 甲から磁針方位194度48分の線上甲から3,033メートルの点
ウ 甲から磁針方位194度39分の線上甲から2,830メートルの点
エ 甲から磁針方位191度48分の線上甲から2,836メートルの点
アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
類小割り式養殖業
(くろまぐろ養殖業を除く。)

(3) 地元地区
香南市のうち夜須町

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

4 公示番号 区第3,004号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香南市夜須町手結大手沖

イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 香南市夜須町手結浦戸落県漁場基点90号
基点乙 香南市夜須町手結灯台北区画基点
ア 甲から乙を見通した線から左に62度48分31秒の線と乙から甲を見通した線から右に20度52分42秒の線との交点
イ 甲から乙を見通した線から左に75度55分19秒の線と乙から甲を見通した線から右に34度21分36秒の線との交点
ウ 甲から乙を見通した線から左に48度29分0秒の線と乙から甲を見通した線から右に55度51分37秒の線との交点
エ 甲から乙を見通した線から左に31度19分31

秒の線と乙から甲を見通した線から右に44度40分50秒の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 (くろまぐろ養殖業を除く。)

(3) 地元地区
 香南市のうち夜須町

(4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

5 公示番号 区第3,005号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐市宇佐町宇佐萩崎地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 土佐市宇佐町沖防波堤西区画基点
 基点乙 土佐市宇佐町沖防波堤東区画基点
 ア 甲から乙を見通した線から左に75度40分の線と乙から甲を見通した線から右に52度37分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に65度26分の線と乙から甲を見通した線から右に60度39分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から左に56度17分の線と乙から甲を見通した線から右に63度28分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から左に49度2分の線と乙から甲を見通した線から右に57度3分の線との交点
 オ 甲から乙を見通した線から左に69度11分の線と乙から甲を見通した線から右に41度20分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアを結ぶ5直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 (くろまぐろ養殖業を除く。)

(3) 地元地区

土佐市のうち新居

(4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

6 公示番号 区第3,006号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐市宇佐町沖防波堤前
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 土佐市宇佐町沖防波堤西区画基点
 基点乙 土佐市宇佐町沖防波堤東区画基点
 ア 甲から乙を見通した線から左に75度4分の線と乙から甲を見通した線から右に27度6分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に49度2分の線と乙から甲を見通した線から右に57度3分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から左に22度31分の線と乙から甲を見通した線から右に38度23分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から左に77度41分の線と乙から甲を見通した線から右に14度11分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 (くろまぐろ養殖業を除く。)

(3) 地元地区
 土佐市のうち宇佐町

(4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

7 公示番号 区第3,007号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐市宇佐町古波止南地先(1)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 土佐市宇佐町古波止区画基点
 基点乙 土佐市宇佐町小港区画基点
 ア 甲から乙を見通した線から右に42度19分の線と乙から甲を見通した線から左に79度52分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から右に86度8分の

線と乙から甲を見通した線から左に26度57分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から右に79度12分の線と乙から甲を見通した線から左に22度50分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から右に37度4分の線と乙から甲を見通した線から左に81度12分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 (くろまぐろ養殖業を除く。)

(3) 地元地区
 土佐市のうち宇佐町

(4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

8 公示番号 区第3,008号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐市宇佐町古波止南地先(2)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 土佐市宇佐町古波止区画基点
 ア 甲から磁針方位139度54分の線上甲から174メートルの点
 イ 甲から磁針方位177度21分の線上甲から308メートルの点
 ウ 甲から磁針方位183度52分の線上甲から289メートルの点
 エ 甲から磁針方位145度43分の線上甲から138メートルの点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 (くろまぐろ養殖業を除く。)

(3) 地元地区
 土佐市のうち宇佐町

(4) 制限又は条件

<p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>9 公示番号 区第3,009号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 土佐市宇佐町小宇津賀地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 土佐市宇佐町井の尻小向堤防区画基点</p> <p>ア 甲から磁針方位234度35分の線上甲から242メートルの点</p> <p>イ 甲から磁針方位234度35分の線上甲から30メートルの点</p> <p>ウ 甲から磁針方位203度23分の線上甲から198メートルの点</p> <p>アイ、イウ及びウアを結ぶ3直線に囲まれた区域中最大高潮時の海岸線から沖合の区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <table border="0"> <tr> <td>漁業の種類</td> <td>漁業の時期</td> </tr> <tr> <td>第一種区画漁業 魚</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>類小割り式養殖業</td> <td>(くろまぐる養殖業を除く。)</td> </tr> </table> <p>(3) 地元地区</p> <p>土佐市のうち宇佐町</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>10 公示番号 区第3,010号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内光松地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 須崎市浦ノ内小島頂上</p> <p>ア 甲から磁針方位286度55分の線上甲から528メートルの点</p> <p>イ 甲から磁針方位295度6分の線上甲から590メートルの点</p> <p>ウ 甲から磁針方位357度30分の線上甲から427メートルの点</p> <p>エ 甲から磁針方位2度40分の線上甲から333メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <table border="0"> <tr> <td>漁業の種類</td> <td>漁業の時期</td> </tr> <tr> <td>第一種区画漁業 魚</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>類小割り式養殖業</td> <td></td> </tr> </table>	漁業の種類	漁業の時期	第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで	類小割り式養殖業	(くろまぐる養殖業を除く。)	漁業の種類	漁業の時期	第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで	類小割り式養殖業		<p>(くろまぐる養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>11 公示番号 区第3,011号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内長迫小網代地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 須崎市浦ノ内福良下大添茂申西の鼻区画基点</p> <p>ア 甲から磁針方位312度23分の線上甲から407メートルの点</p> <p>イ 甲から磁針方位305度10分の線上甲から352メートルの点</p> <p>ウ 甲から磁針方位44度48分の線上甲から543メートルの点</p> <p>エ 甲から磁針方位36度32分の線上甲から600メートルの点</p> <p>アイ、イウ及びウエを結ぶ3直線並びにアエ間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <table border="0"> <tr> <td>漁業の種類</td> <td>漁業の時期</td> </tr> <tr> <td>第一種区画漁業 魚</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>類小割り式養殖業</td> <td>(くろまぐる養殖業を除く。)</td> </tr> </table> <p>(3) 地元地区</p> <p>須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>12 公示番号 区第3,012号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内苦木地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 須崎市浦ノ内小島頂上</p> <p>ア 甲から磁針方位248度12分の線上甲から868メートルの点(茂申の鼻)</p> <p>イ 甲から磁針方位258度25分の線上甲から844メートルの点</p>	漁業の種類	漁業の時期	第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで	類小割り式養殖業	(くろまぐる養殖業を除く。)	<p>ウ 甲から磁針方位245度0分の線上甲から682メートルの点</p> <p>エ 甲から磁針方位216度7分の線上甲から826メートルの点</p> <p>オ 甲から磁針方位218度37分の線上甲から945メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエオを結ぶ4直線並びにオア間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <table border="0"> <tr> <td>漁業の種類</td> <td>漁業の時期</td> </tr> <tr> <td>第一種区画漁業 魚</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>類小割り式養殖業</td> <td>(くろまぐる養殖業を除く。)</td> </tr> </table> <p>(3) 地元地区</p> <p>須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>13 公示番号 区第3,013号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内大鹿千族地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 須崎市浦ノ内小島頂上</p> <p>ア 甲から磁針方位80度40分の線上甲から150メートルの点</p> <p>イ 甲から磁針方位51度36分の線上甲から588メートルの点</p> <p>ウ 甲から磁針方位61度30分の線上甲から612メートルの点</p> <p>エ 甲から磁針方位120度9分の線上甲から200メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <table border="0"> <tr> <td>漁業の種類</td> <td>漁業の時期</td> </tr> <tr> <td>第一種区画漁業 魚</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>類小割り式養殖業</td> <td>(くろまぐる養殖業を除く。)</td> </tr> </table> <p>(3) 地元地区</p> <p>須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。</p> <p>(4) 制限又は条件</p>	漁業の種類	漁業の時期	第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで	類小割り式養殖業	(くろまぐる養殖業を除く。)	漁業の種類	漁業の時期	第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで	類小割り式養殖業	(くろまぐる養殖業を除く。)
漁業の種類	漁業の時期																															
第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで																															
類小割り式養殖業	(くろまぐる養殖業を除く。)																															
漁業の種類	漁業の時期																															
第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで																															
類小割り式養殖業																																
漁業の種類	漁業の時期																															
第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで																															
類小割り式養殖業	(くろまぐる養殖業を除く。)																															
漁業の種類	漁業の時期																															
第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで																															
類小割り式養殖業	(くろまぐる養殖業を除く。)																															
漁業の種類	漁業の時期																															
第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで																															
類小割り式養殖業	(くろまぐる養殖業を除く。)																															

<p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>14 公示番号 区第3,014号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内下がり木地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 須崎市浦ノ内福良クロハ区画基点</p> <p>基点乙 須崎市浦ノ内福良ウバガフツクロ区画基点</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に24度45分の線と乙から甲を見通した線から右に60度47分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に48度35分の線と乙から甲を見通した線から右に98度48分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から左に42度21分の線と乙から甲を見通した線から右に108度38分の線との交点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から右に11度2分の線と乙から甲を見通した線から左に117度22分の線との交点</p> <p>アイ、イウ及びエアを結ぶ3直線並びにウエ間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで</p> <p>類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>15 公示番号 区第3,015号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内上浦場西地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 須崎市浦ノ内長崎の鼻新区画基点</p> <p>基点乙 須崎市浦ノ内大崎下浦場浦場の白石新区画基点</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に77度8分の線上甲から105メートルの点</p> <p>イ 乙から甲を見通した線から右に49度50分の線上乙から228メートルの点</p>	<p>ウ 乙から甲を見通した線から右に49度50分の線上乙から113メートルの点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から左に3度30分の線上甲から73メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで</p> <p>類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>16 公示番号 区第3,016号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内玉目地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 須崎市浦ノ内長崎の鼻新区画基点</p> <p>基点乙 須崎市浦ノ内赤ヶ崎区画基点</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に76度24分の線上甲から291メートルの点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に38度2分の線上甲から88メートルの点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から左に102度20分の線上甲から156メートルの点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から左に96度9分の線上甲から314メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで</p> <p>類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p>	<p>17 公示番号 区第3,017号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内入戸南地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 須崎市浦ノ内入戸五厘の鼻区画基点</p> <p>基点乙 須崎市浦ノ内入戸松ヶ崎新区画基点</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に17度49分の線上甲から140メートルの点</p> <p>イ 乙から甲を見通した線から右に17度35分の線上乙から123メートルの点</p> <p>ウ 乙から甲を見通した線から左に30度53分の線上乙から142メートルの点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から右に27度25分の線上甲から145メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで</p> <p>類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>須崎市のうち浦ノ内。ただし、同市のうち浦ノ内福良204番地の1から254番地まで及び437番地の2を除く。</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>18 公示番号 区第3,018号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 須崎市大谷戸島地先（ガラク）</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 須崎市大谷戸島北区画基点</p> <p>ア 甲から磁針方位302度8分の線上甲から786メートルの点</p> <p>イ 甲から磁針方位339度32分の線上甲から681メートルの点</p> <p>ウ 甲から磁針方位352度42分の線上甲から235メートルの点</p> <p>エ 甲から磁針方位271度53分の線上甲から637メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p>
---	---	---

漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 (くろまぐろ養殖業を除く。)

(3) 地元地区
 須崎市のうち須崎、野見、大谷及び久通

(4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

19 公示番号 区第3,019号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 須崎市大谷中ノ島地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 須崎市大谷中ノ島西区画基点
 ア 甲から磁針方位31度22分の線上甲から363メートルの点
 イ 甲から磁針方位36度48分の線上甲から455メートルの点
 ウ 甲から磁針方位53度24分の線上甲から428メートルの点
 エ 甲から磁針方位52度16分の線上甲から328メートルの点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 (くろまぐろ養殖業を除く。)

(3) 地元地区
 須崎市のうち須崎、野見、大谷及び久通

(4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

20 公示番号 区第3,020号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 須崎市大谷白浜地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 須崎市大谷蜂ヶ尻区画基点
 基点乙 須崎市大谷白浜ふとうしの鼻区画基点
 ア 甲から磁針方位66度48分の線上甲から340メートルの点
 イ 甲から磁針方位73度3分の線上甲から266

メートルの点
 ウ 甲から磁針方位315度51分の線上甲から80メートルの点
 エ 甲から磁針方位328度45分の線上甲から486メートルの点
 アイ、イウ、ウエ、エ乙及びエアを結ぶ5直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 (くろまぐろ養殖業を除く。)

(3) 地元地区
 須崎市のうち須崎、野見、大谷及び久通

(4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

21 公示番号 区第3,021号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 須崎市野見大室戸地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 須崎市大長崎の鼻区画基点
 基点乙 須崎市大谷小長崎白目濠区画基点
 ア 甲から磁針方位326度23分の線上甲から310メートルの点
 イ 甲から磁針方位33度40分の線上甲から826メートルの点
 ウ 乙から磁針方位177度30分の線上乙から204メートルの点
 エ 乙から磁針方位217度35分の線上乙から394メートルの点
 オ 甲から磁針方位61度50分の線上甲から466メートルの点
 カ 甲から磁針方位326度23分の線上甲から131メートルの点
 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアを結ぶ6直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 (くろまぐろ養殖業を除く。)

(3) 地元地区

須崎市のうち野見

(4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

22 公示番号 区第3,022号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 須崎市大谷小室戸地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 須崎市大長崎の鼻区画基点
 ア 甲から磁針方位37度58分の線上甲から917メートルの点
 イ 甲から磁針方位41度10分の線上甲から1,113メートルの点
 ウ 甲から磁針方位61度5分の線上甲から1,062メートルの点
 エ 甲から磁針方位60度26分の線上甲から856メートルの点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 (くろまぐろ養殖業を除く。)

(3) 地元地区
 須崎市のうち大谷

(4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

23 公示番号 区第3,023号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 須崎市野見湾馬の背地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 須崎市大長崎の鼻区画基点
 ア 甲から磁針方位326度23分の線上甲から959メートルの点
 イ 甲から磁針方位24度24分の線上甲から1,053メートルの点
 ウ 甲から磁針方位30度33分の線上甲から986メートルの点
 エ 甲から磁針方位326度23分の線上甲から430メートルの点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

<p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 須崎市のうち大谷</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>24 公示番号 区第3,024号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 須崎市大谷勢井湾中央地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 須崎市大長崎の鼻区画基点 ア 甲から磁針方位339度42分の線上甲から1,255メートルの点 イ 甲から磁針方位351度10分の線上甲から1,212メートルの点 ウ 甲から磁針方位350度18分の線上甲から993メートルの点 エ 甲から磁針方位336度31分の線上甲から1,044メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 須崎市のうち大谷及び野見</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>25 公示番号 区第3,025号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 須崎市安和地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 須崎市安和桜川々口南区画基点 ア 甲から磁針方位62度54分の線上甲から505メートルの点 イ 甲から磁針方位85度43分の線上甲から609</p>	<p>メートルの点 ウ 甲から磁針方位92度45分の線上甲から414メートルの点 エ 甲から磁針方位57度21分の線上甲から304メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 須崎市のうち須崎</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>26 公示番号 区第3,026号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町久礼双名島地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 高岡郡中土佐町久礼双名島元の島区画基点 ア 甲から磁針方位278度40分の線上甲から129メートルの点 イ 甲から磁針方位286度46分の線上甲から207メートルの点 ウ 甲から磁針方位300度28分の線上甲から207メートルの点 エ 甲から磁針方位299度16分の線上甲から120メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 高岡郡中土佐町のうち久礼</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>27 公示番号 区第3,027号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p>	<p>ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町上ノ加江上ノ加江港内 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 高岡郡中土佐町上ノ加江権現濬区画基点 ア 甲から磁針方位291度50分の線上甲から368メートルの点 イ 甲から磁針方位305度52分の線上甲から383メートルの点 ウ 甲から磁針方位310度16分の線上甲から304メートルの点 エ 甲から磁針方位293度17分の線上甲から282メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 高岡郡中土佐町のうち上ノ加江</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>28 公示番号 区第3,028号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町上ノ加江弁天崎地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 高岡郡中土佐町上ノ加江一ツ濬岡小型定置漁場基点 基点乙 高岡郡中土佐町上ノ加江弁天崎小型定置漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に39度14分の線と乙から甲を見通した線から右に60度3分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に35度53分の線と乙から甲を見通した線から右に74度8分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に21度24分の線と乙から甲を見通した線から右に74度8分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に22度32分の線と乙から甲を見通した線から右に50度53分の線との交点</p>
---	---	---

<p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 高岡郡中土佐町のうち上ノ加江</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。 (西部海区関係)</p> <p>29 公示番号 区第3, 029号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町上川口港内岬防波堤地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡黒潮町上川口港内岬防波堤区画基点 ア 甲から磁針方位165度40分の線上甲から101メートルの点 イ 甲から磁針方位194度8分の線上甲から101メートルの点 ウ 甲から磁針方位203度7分の線上甲から62メートルの点 エ 甲から磁針方位156度21分の線上甲から63メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡黒潮町のうち上川口</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>30 公示番号 区第3, 030号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 土佐清水市越小刈谷地先(2) イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 土佐清水市越小刈谷平礫区画基点</p>	<p>ア 甲から磁針方位235度30分の線上甲から312メートルの点 イ 甲から磁針方位239度0分の線上甲から418メートルの点 ウ 甲から磁針方位246度0分の線上甲から414メートルの点 エ 甲から磁針方位245度0分の線上甲から304メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 土佐清水市のうち越</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>31 公示番号 区第3, 031号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 幡多郡大月町周防形仏濤地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町周防形仏濤小型定置漁場基点 ア 甲から磁針方位318度5分の線上甲から165メートルの点 イ 甲から磁針方位310度5分の線上甲から183メートルの点 ウ 甲から磁針方位316度12分の線上甲から211メートルの点 エ 甲から磁針方位323度30分の線上甲から196メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち赤泊、西泊、檜ノ浦及び周防形</p> <p>(4) 制限又は条件</p>	<p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>32 公示番号 区第3, 032号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 幡多郡大月町古満目第一防波堤東地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町古満目第一防波堤突端区画基点 点 ア 甲から磁針方位48度51分の線上91メートルの点 イ 甲から磁針方位76度26分の線上255メートルの点 ウ 甲から磁針方位90度0分の線上248メートルの点 エ 甲から磁針方位89度53分の線上68メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち古満目</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>33 公示番号 区第3, 033号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 幡多郡大月町柏島兼山神社下地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町柏島県漁場基点第184号 基点乙 幡多郡大月町柏島柏島港口灯台 ア 甲から乙を見通した線から左に50度26分の線上甲から447メートルの点 イ 甲から乙を見通した線から左に33度30分の線上甲から466メートルの点 ウ 甲から乙を見通した線から左に24度0分の線上甲から403メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から左に17度24分の線上甲から328メートルの点 オ 甲から乙を見通した線から左に58度40分の線上甲から279メートルの点</p>
--	--	--

<p>カ 甲から乙を見通した線から左に56度56分の線上甲から348メートルの点</p> <p>キ 甲から乙を見通した線から左に54度35分の線上甲から424メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ、エア、オカ、カキ及びキアを結ぶ7直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <table border="0"> <tr> <td>漁業の種類</td> <td>漁業の時期</td> </tr> <tr> <td>第一種区画漁業 魚</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>類小割り式養殖業</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(くろまぐろ養殖業を除く。)</td> </tr> </table> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち柏島</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>34 公示番号 区第3, 034号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 幡多郡大月町柏島赤むろ崎前地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 幡多郡大月町柏島県漁場基点第184号</p> <p>基点乙 幡多郡大月町柏島柏島港口灯台</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から右に5度23分の線上甲から459メートルの点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から右に20度24分の線上甲から539メートルの点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から右に64度10分の線上甲から604メートルの点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から右に87度30分の線上甲から406メートルの点</p> <p>オ 甲から乙を見通した線から左に75度51分の線上甲から307メートルの点</p> <p>カ 甲から乙を見通した線から右に112度30分の線上甲から239メートルの点</p> <p>キ 甲から乙を見通した線から左に12度24分の線上甲から253メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアを結ぶ7直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <table border="0"> <tr> <td>漁業の種類</td> <td>漁業の時期</td> </tr> <tr> <td>第一種区画漁業 魚</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>類小割り式養殖業</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(くろまぐろ養殖業を除く。)</td> </tr> </table>	漁業の種類	漁業の時期	第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで	類小割り式養殖業		(くろまぐろ養殖業を除く。)		漁業の種類	漁業の時期	第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで	類小割り式養殖業		(くろまぐろ養殖業を除く。)		<p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち柏島</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>35 公示番号 区第3, 035号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 幡多郡大月町一切溜所地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 幡多郡大月町一切漁港防波堤突端県漁場基点第246号</p> <p>基点乙 幡多郡大月町一切新網代区画基点</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から右に111度38分の線と乙から甲を見通した線から左に38度55分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から右に135度58分の線と乙から甲を見通した線から左に28度9分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から右に155度2分の線と乙から甲を見通した線から左に14度16分の線との交点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から右に141度41分の線と乙から甲を見通した線から左に18度43分の線との交点</p> <p>オ 甲から乙を見通した線から右に149度22分の線と乙から甲を見通した線から左に13度17分の線との交点</p> <p>カ 甲から乙を見通した線から右に137度35分の線と乙から甲を見通した線から左に15度57分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びキアを結ぶ6直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <table border="0"> <tr> <td>漁業の種類</td> <td>漁業の時期</td> </tr> <tr> <td>第一種区画漁業 魚</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>類小割り式養殖業</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(くろまぐろ養殖業を除く。)</td> </tr> </table> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち一切</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>36 公示番号 区第3, 036号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 幡多郡大月町安満地蜂の巣浜地先</p>	漁業の種類	漁業の時期	第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで	類小割り式養殖業		(くろまぐろ養殖業を除く。)		<p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 幡多郡大月町安満地烏帽子濬区画基点</p> <p>ア 甲から磁針方位294度23分の線上甲から321メートルの点</p> <p>イ 甲から磁針方位339度18分の線上甲から493メートルの点</p> <p>ウ 甲から磁針方位68度51分の線上甲から581メートルの点</p> <p>エ 甲から磁針方位105度48分の線上甲から442メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <table border="0"> <tr> <td>漁業の種類</td> <td>漁業の時期</td> </tr> <tr> <td>第一種区画漁業 魚</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>類小割り式養殖業</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(くろまぐろ養殖業を除く。)</td> </tr> </table> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち安満地</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>37 公示番号 区第3, 037号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 幡多郡大月町安満地越戸地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 幡多郡大月町安満地棒濬県漁場基点</p> <p>基点乙 幡多郡大月町安満地磯の浜むろ濬県漁場基点</p> <p>基点丙 幡多郡大月町安満地平濬県漁場基点</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から右に120度4分の線と乙から甲を見通した線から左に20度1分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から右に28度32分の線と乙から甲を見通した線から左に100度19分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から右に13度47分の線と乙から甲を見通した線から左に118度6分の線との交点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から右に6度0分の線と乙から甲を見通した線から左に25度37分の線との交点</p> <p>オ 甲から乙を見通した線から右に0度18分の</p>	漁業の種類	漁業の時期	第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで	類小割り式養殖業		(くろまぐろ養殖業を除く。)	
漁業の種類	漁業の時期																																	
第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで																																	
類小割り式養殖業																																		
(くろまぐろ養殖業を除く。)																																		
漁業の種類	漁業の時期																																	
第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで																																	
類小割り式養殖業																																		
(くろまぐろ養殖業を除く。)																																		
漁業の種類	漁業の時期																																	
第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで																																	
類小割り式養殖業																																		
(くろまぐろ養殖業を除く。)																																		
漁業の種類	漁業の時期																																	
第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで																																	
類小割り式養殖業																																		
(くろまぐろ養殖業を除く。)																																		

<p>線と乙から甲を見通した線から左に0度27分の線との交点</p> <p>カ 甲から乙を見通した線から右に165度5分の線と乙から甲を見通した線から左に2度44分の線との交点</p> <p>キ 甲から丙を見通した線から右に92度3分の線と丙から甲を見通した線から左に21度12分の線との交点</p> <p>ク 甲から丙を見通した線から右に68度37分の線と丙から甲を見通した線から左に26度47分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアを結ぶ8直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち安満地</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>38 公示番号 区第3,038号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 幡多郡大月町安満地向かいの浜沖</p> <p>イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町安満地仁井田神社前波止の先区画基点 基点乙 幡多郡大月町安満地一本松区画基点</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から右に12度33分の線と乙から甲を見通した線から左に18度40分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から右に46度44分の線と乙から甲を見通した線から左に33度47分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から右に89度58分の線と乙から甲を見通した線から左に14度51分の線との交点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から左に1度46分の線と乙から甲を見通した線から右に1度3分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p>	<p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち安満地</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>39 公示番号 区第3,039号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 幡多郡大月町橘浦高望地先</p> <p>イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町橘浦高望丸渚区画基点</p> <p>ア 甲から磁針方位13度8分の線上甲から62メートルの点</p> <p>イ 甲から磁針方位43度44分の線上甲から198メートルの点</p> <p>ウ 甲から磁針方位105度58分の線上甲から266メートルの点</p> <p>エ 甲から磁針方位140度9分の線上甲から206メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち橘浦</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>40 公示番号 区第3,040号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 幡多郡大月町橘浦立渚地先</p> <p>イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町橘浦双ツ渚岡小型定置漁場基点 基点乙 幡多郡大月町橘浦ゆるぎ渚小型定置漁場基点</p>	<p>ア 甲から乙を見通した線から左に141度21分の線と乙から甲を見通した線から右に26度4分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に112度57分の線と乙から甲を見通した線から右に55度10分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から左に53度32分の線と乙から甲を見通した線から右に113度31分の線との交点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から左に20度1分の線と乙から甲を見通した線から右に148度5分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち橘浦</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>41 公示番号 区第3,041号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 幡多郡大月町橘浦中崎の鼻地先</p> <p>イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町橘浦クエノ鼻区画基点 基点乙 幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場鼻県漁場基点第230号</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に84度45分の線上甲から340メートルの点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に50度10分の線上甲から117メートルの点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から左に101度30分の線上甲から78メートルの点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から左に100度20分の線上甲から148メートルの点</p> <p>オ 甲から乙を見通した線から左に135度10分の線上甲から180メートルの点</p> <p>カ 甲から乙を見通した線から左に125度0分の線上甲から250メートルの点</p> <p>キ 甲から乙を見通した線から左に150度20分</p>
---	---	---

<p>の線上甲から356メートルの点 ク 甲から乙を見通した線から左に140度0分 の線上甲から428メートルの点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクア を結ぶ8直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業 を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち橘浦</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>42 公示番号 区第3,042号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 幡多郡大月町橘浦タナの下地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町橘浦クエノ鼻区画基点 基点乙 幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場鼻県漁場基 点第230号 ア 甲から乙を見通した線から左に52度10分の 線上甲から502メートルの点 イ 甲から乙を見通した線から左に25度50分の 線上甲から589メートルの点 ウ 甲から乙を見通した線から左に5度30分の 線上甲から390メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から左に47度10分の 線上甲から244メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ た区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業 を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち橘浦</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>43 公示番号 区第3,043号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p>	<p>ア 漁場の位置 幡多郡大月町橘浦椎ノ浦地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町橘浦クエノ鼻区画基点 基点乙 幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場鼻県漁場基 点第230号 ア 甲から乙を見通した線から左に12度56分の 線上甲から620メートルの点 イ 甲から乙を見通した線から左に0度36分の 線上甲から741メートルの点 ウ 甲から乙を見通した線から左に342度43分 の線上甲から589メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から左に353度5分 の線上甲から438メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ た区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業 を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち橘浦</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>44 公示番号 区第3,044号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 幡多郡大月町橘浦弦場鼻沖 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町橘浦クエノ鼻区画基点 基点乙 幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場鼻県漁場基 点第230号 ア 甲から乙を見通した線から左に50度42分の 線と乙から甲を見通した線から右に79度59分 の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に33度39分の 線と乙から甲を見通した線から右に104度38 分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に27度34分の 線と乙から甲を見通した線から右に99度28分 の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に34度27分の 線と乙から甲を見通した線から右に84度43分</p>	<p>の線との交点 オ 甲から乙を見通した線から左に22度28分の 線と乙から甲を見通した線から右に56度6分 の線との交点 カ 甲から乙を見通した線から左に38度22分の 線と乙から甲を見通した線から右に44度5分 の線との交点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びクアを結ぶ6直線 により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業 を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち橘浦</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>45 公示番号 区第3,045号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 幡多郡大月町泊浦ゴゾウウ落沖 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町泊浦古泊の鼻区画基点 ア 甲から磁針方位274度52分の線上甲から779 メートルの点 イ 甲から磁針方位288度24分の線上甲から704 メートルの点 ウ 甲から磁針方位264度21分の線上甲から308 メートルの点 エ 甲から磁針方位251度29分の線上甲から173 メートルの点 オ 甲から磁針方位225度01分の線上甲から219 メートルの点 カ 甲から磁針方位246度56分の線上甲から460 メートルの点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びクアを結ぶ6直線 により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業 を除く。)</p>
--	--	---

<p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち泊浦</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>46 公示番号 区第3, 046号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 幡多郡大月町泊浦古泊地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町泊浦古泊の鼻区画基点 ア 甲から磁針方位181度24分の線上甲から94メートルの点 イ 甲から磁針方位85度49分の線上甲から53メートルの点 ウ 甲から磁針方位85度49分の線上甲から210メートルの点 エ 甲から磁針方位134度18分の線上甲から270メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち泊浦</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>47 公示番号 区第3, 047号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 幡多郡大月町泊浦くろみど沖 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町泊浦古泊の鼻区画基点 ア 甲から磁針方位295度14分の線上甲から653メートルの点 イ 甲から磁針方位312度01分の線上甲から649メートルの点 ウ 甲から磁針方位317度19分の線上甲から372メートルの点 エ 甲から磁針方位288度05分の線上甲から380メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ</p>	<p>た区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち泊浦</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>48 公示番号 区第3, 048号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 幡多郡大月町泊浦赤崎沖 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町泊浦白の鼻県漁場基点 ア 甲から磁針方位176度12分の線上甲から664メートルの点 イ 甲から磁針方位159度26分の線上甲から475メートルの点 ウ 甲から磁針方位144度49分の線上甲から713メートルの点 エ 甲から磁針方位160度13分の線上甲から851メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち泊浦</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>49 公示番号 区第3, 049号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 幡多郡大月町龍ヶ迫長浜地先(3) イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町龍ヶ迫墓の下県漁場基点第172号 基点乙 幡多郡大月町龍ヶ迫鶴ノ養殖県漁場基点</p>	<p>ア 甲から乙を見通した線から右に85度46分の線と乙から甲を見通した線から左に42度42分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に108度9分の線と乙から甲を見通した線から左に35度34分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に117度20分の線と乙から甲を見通した線から左に26度53分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に88度36分の線と乙から甲を見通した線から左に32度13分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 宿毛市のうち小筑紫町、大島、片島、池島、坂ノ下、新田、宇須々木、樺、大深浦及び沖の島町母島並びに幡多郡大月町のうち赤泊、西泊、榎ノ浦、周防形、古満目、柏島、一切、安満地、泊浦、龍ヶ迫及び芳ノ沢</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>50 公示番号 区第3, 050号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 幡多郡大月町芳ノ沢田土地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町芳ノ沢立窪区画基点 ア 甲から磁針方位285度18分の線上甲から385メートルの点 イ 甲から磁針方位326度35分の線上甲から270メートルの点 ウ 甲から磁針方位319度3分の線上甲から112メートルの点 エ 甲から磁針方位263度49分の線上甲から297メートルの点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期</p>
---	--	---

<p>第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳ノ沢</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>51 公示番号 区第3,051号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 幡多郡大月町芳ノ沢立落地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町芳ノ沢立落区画基点 基点乙 幡多郡大月町・宿毛市界立石区画基点 ア 甲から磁針方位332度0分の線上甲から240メートルの点 イ 乙から磁針方位321度0分の線上乙から176メートルの点 甲ア、アイ、イ乙及び乙甲を結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 宿毛市のうち小筑紫町</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>52 公示番号 区第3,052号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫町栄喜立石地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町・宿毛市界立石区画基点 基点乙 宿毛市小筑紫町栄喜蛭子鼻区画基点 ア 甲から磁針方位321度0分の線上甲から176メートルの点 イ 甲から磁針方位64度28分の線上甲から227メートルの点 甲ア、アイ、イ乙及び乙甲を結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p>	<p>漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 宿毛市のうち小筑紫町</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>53 公示番号 区第3,053号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫町栄喜一切田地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 宿毛市小筑紫町栄喜ぼら網代区画基点 基点乙 宿毛市小筑紫町栄喜一切田大岩区画基点 ア 甲から乙を見通した線から右に24度49分の線と乙から甲を見通した線から左に137度40分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に34度6分の線と乙から甲を見通した線から左に124度53分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に53度45分の線と乙から甲を見通した線から左に67度51分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に90度4分の線と乙から甲を見通した線から左に27度45分の線との交点 オ 甲から乙を見通した線から右に48度42分の線と乙から甲を見通した線から左に6度15分の線との交点 アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアを結ぶ5直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 宿毛市のうち小筑紫町</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>54 公示番号 区第3,054号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p>	<p>ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫町大海猩々落地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 宿毛市小筑紫町大海猩々落区画基点 基点乙 宿毛市小筑紫町栄喜蛭子鼻区画基点 ア 甲から乙を見通した線から右に34度22分の線上甲から190メートルの点 イ 甲から乙を見通した線から右に113度6分の線上甲から110メートルの点 ウ 甲から乙を見通した線から右に125度1分の線上甲から67メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から右に34度22分の線上甲から100メートルの点 オ 甲から乙を見通した線から左に19度27分の線上甲から78メートルの点 カ 甲から乙を見通した線から左に132度44分の線上甲から180メートルの点 キ 甲から乙を見通した線から左に117度26分の線上甲から187メートルの点 ク 甲から乙を見通した線から左に62度37分の線上甲から138メートルの点 ケ 甲から乙を見通した線から左に21度37分の線上甲から160メートルの点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、クク、クケ及びケアを結ぶ9直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 宿毛市のうち小筑紫町</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>55 公示番号 区第3,055号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫町長崎山白落沖 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 宿毛市大島烏帽子落区画基点 基点乙 宿毛市小筑紫町白落区画基点 ア 甲から乙を見通した線から右に35度46分の線と乙から甲を見通した線から左に52度20分の線との交点</p>
--	--	--

イ 甲から乙を見通した線から右に10度17分の線と乙から甲を見通した線から左に17度18分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から右に14度19分の線と乙から甲を見通した線から左に45度47分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から右に21度5分の線と乙から甲を見通した線から左に60度19分の線との交点

オ 甲から乙を見通した線から右に21度32分の線と乙から甲を見通した線から左に75度7分の線との交点

カ 甲から乙を見通した線から右に25度28分の線と乙から甲を見通した線から左に77度39分の線との交点

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアを結ぶ6直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで
類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	

(3) 地元地区
宿毛市のうち小筑紫町

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

56 公示番号 区第3, 056号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫町大海弘浦地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 宿毛市小筑紫町長崎山松ヶ鼻区画基点

基点乙 宿毛市小筑紫町長崎山大岩区画基点

ア 甲から乙を見通した線から左に103度29分の線と乙から甲を見通した線から右に26度4分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に34度38分の線と乙から甲を見通した線から右に115度22分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に10度51分の線と乙から甲を見通した線から右に155度19分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に114度6分の線と乙から甲を見通した線から右に14度7

分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで
類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	

(3) 地元地区
宿毛市のうち小筑紫町

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

57 公示番号 区第3, 057号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫町内外ノ浦前地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 宿毛市小筑紫町長崎山松ヶ鼻区画基点

基点乙 宿毛市小筑紫町長崎山大岩区画基点

ア 甲から乙を見通した線から左に77度30分の線と乙から甲を見通した線から右に44度17分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に86度55分の線と乙から甲を見通した線から右に46度52分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に74度58分の線と乙から甲を見通した線から右に61度38分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に64度4分の線と乙から甲を見通した線から右に61度38分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで
類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	

(3) 地元地区
宿毛市のうち小筑紫町

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

58 公示番号 区第3, 058号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫地先宿毛湾中央

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 宿毛市大島烏帽子谿区画基点

基点乙 宿毛市小筑紫町白谿区画基点

ア 甲から乙を見通した線から右に72度32分の線と乙から甲を見通した線から左に72度23分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から右に47度42分の線と乙から甲を見通した線から左に58度46分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から右に38度36分の線と乙から甲を見通した線から左に78度46分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から右に56度7分の線と乙から甲を見通した線から左に80度44分の線との交点

オ 甲から乙を見通した線から右に59度51分の線と乙から甲を見通した線から左に75度25分の線との交点

カ 甲から乙を見通した線から右に67度50分の線と乙から甲を見通した線から左に77度33分の線との交点

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアを結ぶ6直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類	漁業の時期
第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで
類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	

(3) 地元地区
宿毛市のうち小筑紫町

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

59 公示番号 区第3, 059号

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫地先宿毛湾中央沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 宿毛市大島烏帽子谿区画基点

基点乙 宿毛市小筑紫町白谿区画基点

ア 甲から乙を見通した線から右に62度24分の線と乙から甲を見通した線から左に76度8分

<p>の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に59度51分の線と乙から甲を見通した線から左に75度25分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に56度7分の線と乙から甲を見通した線から左に80度44分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に58度52分の線と乙から甲を見通した線から左に81度3分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 宿毛市のうち小筑紫町</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>60 公示番号 区第3,060号 (1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 宿毛市大島地先宿毛湾中央 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 宿毛市大島烏帽子濬区画基点 基点乙 宿毛市小筑紫町白濬区画基点 ア 甲から乙を見通した線から右に90度5分の線と乙から甲を見通した線から左に59度55分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に85度20分の線と乙から甲を見通した線から左に46度36分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に99度57分の線と乙から甲を見通した線から左に39度3分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に100度49分の線と乙から甲を見通した線から左に34度13分の線との交点 オ 甲から乙を見通した線から右に71度22分の線と乙から甲を見通した線から左に48度57分の線との交点 カ 甲から乙を見通した線から右に84度8分の</p>	<p>線と乙から甲を見通した線から左に64度56分の線との交点 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアを結ぶ6直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 宿毛市のうち大島、片島、池島、坂ノ下、新田、宇須々木、樺及び大深浦</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>61 公示番号 区第3,061号 (1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 宿毛市大島地先宿毛湾中央沖 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 宿毛市矢竹島濬区画基点 基点乙 宿毛市大島烏帽子濬区画基点 ア 甲から乙を見通した線から右に122度38分の線と乙から甲を見通した線から左に45度46分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に120度14分の線と乙から甲を見通した線から左に45度21分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に111度53分の線と乙から甲を見通した線から左に52度38分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に115度49分の線と乙から甲を見通した線から左に51度48分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 宿毛市のうち大島、片島、池島、坂ノ下、新田、宇須々木、樺及び大深浦</p>	<p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>62 公示番号 区第3,062号 (1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 宿毛市大島咸陽島地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 宿毛市大島ウドノ鼻西区画基点 基点乙 宿毛市矢竹島北区画基点 ア 甲から乙を見通した線から右に21度9分の線と乙から甲を見通した線から左に80度10分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に24度27分の線と乙から甲を見通した線から左に13度56分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から右に19度17分の線と乙から甲を見通した線から左に11度23分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から右に19度17分の線と乙から甲を見通した線から左に81度9分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで 類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)</p> <p>(3) 地元地区 宿毛市のうち大島、片島、池島、坂ノ下、新田、宇須々木、樺及び大深浦</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>63 公示番号 区第3,063号 (1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 宿毛市宇須々木久万端地先 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 宿毛市薬津桐島南区画基点 基点乙 宿毛市宇須々木久万端突端島漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から右に131度54分の線と乙から甲を見通した線から左に15度15分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から右に77度41分の</p>
--	--	--

線と乙から甲を見通した線から左に72度0分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から右に106度12分の線と乙から甲を見通した線から左に55度5分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から右に151度14分の線と乙から甲を見通した線から左に17度42分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 (くろまぐろ養殖業を除く。)
 (3) 地元地区
 宿毛市のうち大島、片島、池島、坂ノ下、新田、宇須々木、樺及び大深浦
 (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
 64 公示番号 区第3,064号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 宿毛市藻津桐島南地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 宿毛市藻津大藤島松ヶ鼻南区画基点
 基点乙 宿毛市藻津桐島長磯区画基点
 ア 甲から乙を見通した線から右に41度2分の線と乙から甲を見通した線から左に92度38分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から右に76度34分の線と乙から甲を見通した線から左に49度0分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から右に67度55分の線と乙から甲を見通した線から左に34度17分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から右に27度24分の線と乙から甲を見通した線から左に94度38分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで

類小割り式養殖業
 (くろまぐろ養殖業を除く。)
 (3) 地元地区
 宿毛市のうち藻津
 (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
 65 公示番号 区第3,065号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 宿毛市藻津大藤島南地先(1)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 宿毛市藻津大藤島ボウズ濠区画基点
 基点乙 宿毛市藻津大藤島松ヶ鼻南区画基点
 ア 甲から乙を見通した線から右に110度48分の線と乙から甲を見通した線から左に55度35分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から右に132度8分の線と乙から甲を見通した線から左に37度51分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から右に139度58分の線と乙から甲を見通した線から左に26度49分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から右に101度55分の線と乙から甲を見通した線から左に54度3分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 (くろまぐろ養殖業を除く。)
 (3) 地元地区
 宿毛市のうち藻津
 (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
 66 公示番号 区第3,066号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 宿毛市藻津大藤島南地先(2)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 宿毛市藻津大藤島沖ノ濠区画基点
 基点乙 宿毛市藻津大藤島黒ウド東濠区画基点

ア 甲から乙を見通した線から右に28度19分の線と乙から甲を見通した線から左に138度14分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から右に45度11分の線と乙から甲を見通した線から左に114度48分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から右に41度54分の線と乙から甲を見通した線から左に101度43分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から右に17度14分の線と乙から甲を見通した線から左に146度25分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 (くろまぐろ養殖業を除く。)
 (3) 地元地区
 宿毛市のうち藻津
 (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
 67 公示番号 区第3,067号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 宿毛市藻津大藤島南地先(3)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 宿毛市藻津大藤島沖ノ濠区画基点
 基点乙 宿毛市藻津大藤島黒ウド東濠区画基点
 ア 甲から乙を見通した線から右に51度45分の線と乙から甲を見通した線から左に108度38分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から右に71度12分の線と乙から甲を見通した線から左に89度18分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から右に95度59分の線と乙から甲を見通した線から左に51度1分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から右に51度45分の線と乙から甲を見通した線から左に65度15分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 (くろまぐろ養殖業を除く。)

(3) 地元地区
 宿毛市のうち藻津

(4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

68 公示番号 区第3,068号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 宿毛市藻津大藤島南地先(4)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 宿毛市藻津大藤島沖ノ箸区画基点
 基点乙 宿毛市藻津大藤島黒ウド東箸区画基点
 ア 甲から乙を見通した線から右に77度11分の線と乙から甲を見通した線から左に82度56分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から右に99度22分の線と乙から甲を見通した線から左に67度6分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から右に137度0分の線と乙から甲を見通した線から左に32度30分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から右に132度35分の線と乙から甲を見通した線から左に24度41分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 (くろまぐろ養殖業を除く。)

(3) 地元地区
 宿毛市のうち藻津

(4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

69 公示番号 区第3,069号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 宿毛市藻津大藤島松ヶ鼻地先
 イ 漁場の区域

点の位置
 基点甲 宿毛市藻津大藤島松ヶ鼻南区画基点
 基点乙 宿毛市藻津中ノ瀬区画基点
 ア 甲から乙を見通した線から右に56度30分の線と乙から甲を見通した線から左に8度9分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から右に71度54分の線と乙から甲を見通した線から左に15度6分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から右に25度6分の線と乙から甲を見通した線から左に31度36分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から右に13度36分の線と乙から甲を見通した線から左に18度18分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 (くろまぐろ養殖業を除く。)

(3) 地元地区
 宿毛市のうち藻津

(4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

70 公示番号 区第3,070号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 宿毛市藻津桐島東地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 宿毛市藻津桐島ワシ谷の鼻区画基点
 ア 甲から磁針方位17度18分の線上甲から109メートルの点
 イ 甲から磁針方位126度46分の線上甲から191メートルの点
 ウ 甲から磁針方位138度38分の線上甲から178メートルの点
 エ 甲から磁針方位357度50分の線上甲から85メートルの点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 (くろまぐろ養殖業を除く。)

(3) 地元地区
 宿毛市のうち藻津

(4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

71 公示番号 区第3,071号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 宿毛市藻津桐島西ノ鼻地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 宿毛市藻津桐島長磯区画基点
 基点乙 宿毛市藻津大藤島松ヶ鼻南区画基点
 ア 甲から乙を見通した線から右に38度30分の線と乙から甲を見通した線から左に25度6分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から右に65度36分の線と乙から甲を見通した線から左に56度42分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から右に60度12分の線と乙から甲を見通した線から左に62度30分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から右に29度36分の線と乙から甲を見通した線から左に30度0分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
 類小割り式養殖業
 (くろまぐろ養殖業を除く。)

(3) 地元地区
 宿毛市のうち藻津

(4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

72 公示番号 区第3,072号

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 宿毛市沖の島町母島大和の内地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 宿毛市沖の島母島外頭区画基点

<p>ア 甲から磁針方位263度43分の線上甲から198メートルの点</p> <p>イ 甲から磁針方位298度0分の線上甲から307メートルの点</p> <p>ウ 甲から磁針方位278度42分の線上甲から73メートルの点</p> <p>アイ、イウ及びウアを結ぶ3直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種区画漁業 魚</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 地元地区 宿毛市のうち沖の島町母島</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。 〔第一種区画漁業(くろまぐる養殖)〕 (中部海区関係)</p> <p>1 公示番号 区第3,301号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 香南市夜須町手結山沖</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 安芸郡芸西村上黒瀨県漁場基点</p> <p>ア 甲から磁針方位192度8分の線上甲から3,034メートルの点</p> <p>イ 甲から磁針方位194度48分の線上甲から3,033メートルの点</p> <p>ウ 甲から磁針方位194度39分の線上甲から2,830メートルの点</p> <p>エ 甲から磁針方位191度48分の線上甲から2,836メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種区画漁業 く</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>ろまぐる小割り式養殖業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 地元地区 香南市のうち夜須町</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>2 公示番号 区第3,302号</p>	漁業の種類	漁業の時期	第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで	類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)		漁業の種類	漁業の時期	第一種区画漁業 く	1月1日から12月31日まで	ろまぐる小割り式養殖業		<p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 須崎市大谷中の島地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 須崎市大谷中の島西区画基点</p> <p>ア 甲から磁針方位31度22分の線上甲から363メートルの点</p> <p>イ 甲から磁針方位36度48分の線上甲から455メートルの点</p> <p>ウ 甲から磁針方位53度24分の線上甲から428メートルの点</p> <p>エ 甲から磁針方位52度16分の線上甲から328メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種区画漁業 く</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>ろまぐる小割り式養殖業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 地元地区 須崎市のうち須崎、野見、大谷及び久通</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。 (西部海区関係)</p> <p>3 公示番号 区第3,303号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 幡多郡大月町柏島兼山神社下地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 幡多郡大月町柏島県漁場基点第184号</p> <p>基点乙 幡多郡大月町柏島柏島港口灯台</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に50度26分の線上甲から447メートルの点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に33度30分の線上甲から466メートルの点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から左に24度0分の線上甲から403メートルの点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から左に17度24分の線上甲から328メートルの点</p> <p>オ 甲から乙を見通した線から左に58度40分の線上甲から279メートルの点</p> <p>カ 甲から乙を見通した線から左に56度56分の線上甲から348メートルの点</p> <p>キ 甲から乙を見通した線から左に54度35分の</p>	漁業の種類	漁業の時期	第一種区画漁業 く	1月1日から12月31日まで	ろまぐる小割り式養殖業		<p>線上甲から424メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ、エア、オカ、カキ及びキアを結ぶ7直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種区画漁業 く</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>ろまぐる小割り式養殖業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち柏島</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>4 公示番号 区第3,304号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 幡多郡大月町柏島赤むろ崎前地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 幡多郡大月町柏島県漁場基点第184号</p> <p>基点乙 幡多郡大月町柏島柏島港口灯台</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から右に5度23分の線上甲から459メートルの点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から右に20度24分の線上甲から539メートルの点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から右に64度10分の線上甲から604メートルの点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から右に87度30分の線上甲から406メートルの点</p> <p>オ 甲から乙を見通した線から左に75度51分の線上甲から307メートルの点</p> <p>カ 甲から乙を見通した線から右に112度30分の線上甲から239メートルの点</p> <p>キ 甲から乙を見通した線から左に12度24分の線上甲から253メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアを結ぶ7直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種区画漁業 く</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>ろまぐる小割り式養殖業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち柏島</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>5 公示番号 区第3,305号</p>	漁業の種類	漁業の時期	第一種区画漁業 く	1月1日から12月31日まで	ろまぐる小割り式養殖業		漁業の種類	漁業の時期	第一種区画漁業 く	1月1日から12月31日まで	ろまぐる小割り式養殖業	
漁業の種類	漁業の時期																															
第一種区画漁業 魚	1月1日から12月31日まで																															
類小割り式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)																																
漁業の種類	漁業の時期																															
第一種区画漁業 く	1月1日から12月31日まで																															
ろまぐる小割り式養殖業																																
漁業の種類	漁業の時期																															
第一種区画漁業 く	1月1日から12月31日まで																															
ろまぐる小割り式養殖業																																
漁業の種類	漁業の時期																															
第一種区画漁業 く	1月1日から12月31日まで																															
ろまぐる小割り式養殖業																																
漁業の種類	漁業の時期																															
第一種区画漁業 く	1月1日から12月31日まで																															
ろまぐる小割り式養殖業																																

(1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町一切くえ落地先(2)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 幡多郡大月町一切新網代区画基点
 基点乙 幡多郡大月町一切漁港防波堤突端県漁場基点第246号
 ア 甲から乙を見通した線から左に93度41分の線と乙から甲を見通した線から右に52度19分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に63度55分の線と乙から甲を見通した線から右に69度3分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から左に58度50分の線と乙から甲を見通した線から右に58度44分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から左に102度55分の線と乙から甲を見通した線から右に39度34分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 く 1月1日から12月31日まで
 ろまぐろ小割り式養殖業
 (3) 地元地区
 幡多郡大月町のうち一切
 (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
 6 公示番号 区第3,306号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町安満地蜂の巣浜地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 幡多郡大月町安満地烏帽子濬区画基点
 ア 甲から磁針方位294度23分の線上甲から321メートルの点
 イ 甲から磁針方位339度18分の線上甲から493メートルの点
 ウ 甲から磁針方位68度51分の線上甲から581メートルの点
 エ 甲から磁針方位105度48分の線上甲から442メートルの点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ

た区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 く 1月1日から12月31日まで
 ろまぐろ小割り式養殖業
 (3) 地元地区
 幡多郡大月町のうち安満地
 (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
 7 公示番号 区第3,307号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町安満地越戸地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 幡多郡大月町安満地棒濬県漁場基点
 基点乙 幡多郡大月町安満地磯の浜むろ濬県漁場基点
 基点丙 幡多郡大月町安満地平濬県漁場基点
 ア 甲から乙を見通した線から右に120度4分の線と乙から甲を見通した線から左に20度1分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から右に28度32分の線と乙から甲を見通した線から左に100度19分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から右に13度47分の線と乙から甲を見通した線から左に118度6分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から右に6度0分の線と乙から甲を見通した線から左に25度37分の線との交点
 オ 甲から乙を見通した線から右に0度18分の線と乙から甲を見通した線から左に0度27分の線との交点
 カ 甲から乙を見通した線から右に165度5分の線と乙から甲を見通した線から左に2度44分の線との交点
 キ 甲から丙を見通した線から右に92度3分の線と丙から甲を見通した線から左に21度12分の線との交点
 ク 甲から丙を見通した線から右に68度37分の線と丙から甲を見通した線から左に26度47分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアを結ぶ8直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 く 1月1日から12月31日まで
 ろまぐろ小割り式養殖業
 (3) 地元地区
 幡多郡大月町のうち安満地
 (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
 8 公示番号 区第3,308号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町橋浦立落地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 幡多郡大月町橋浦双ツ濬岡小型定置漁場基点
 基点乙 幡多郡大月町橋浦ゆるぎ濬小型定置漁場基点
 ア 甲から乙を見通した線から左に141度21分の線と乙から甲を見通した線から右に26度4分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に112度57分の線と乙から甲を見通した線から右に55度10分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から左に53度32分の線と乙から甲を見通した線から右に113度31分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から左に20度1分の線と乙から甲を見通した線から右に148度5分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 く 1月1日から12月31日まで
 ろまぐろ小割り式養殖業
 (3) 地元地区
 幡多郡大月町のうち橋浦
 (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
 9 公示番号 区第3,309号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町橋浦弦場鼻沖
 イ 漁場の区域

点の位置
 基点甲 幡多郡大月町橘浦クエノ鼻区画基点
 基点乙 幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場鼻県漁場基点第230号
 ア 甲から乙を見通した線から左に50度42分の線と乙から甲を見通した線から右に79度59分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に33度39分の線と乙から甲を見通した線から右に104度38分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から左に27度34分の線と乙から甲を見通した線から右に99度28分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から左に34度27分の線と乙から甲を見通した線から右に84度43分の線との交点
 オ 甲から乙を見通した線から左に22度28分の線と乙から甲を見通した線から右に56度6分の線との交点
 カ 甲から乙を見通した線から左に38度22分の線と乙から甲を見通した線から右に44度5分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアを結ぶ6直線により囲まれた区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 く 1月1日から12月31日まで
 ろまぐろ小割り式養殖業
 (3) 地元地区
 幡多郡大月町のうち橘浦
 (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
 [第一種区画漁業(えび類養殖)]
 (西部海区関係)
 1 公示番号 区第3,601号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町安満地向かいの浜沖
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 幡多郡大月町安満地仁井田神社前波止の先区画基点
 基点乙 幡多郡大月町安満地一本松区画基点
 ア 甲から乙を見通した線から右に12度33分の線と乙から甲を見通した線から左に18度40分

の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から右に46度44分の線と乙から甲を見通した線から左に33度47分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から右に89度58分の線と乙から甲を見通した線から左に14度51分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から左に1度03分の線と乙から甲を見通した線から右に1度46分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 え 1月1日から12月31日まで
 び類小割り式養殖業
 (3) 地元地区
 幡多郡大月町のうち安満地
 (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
 [第一種区画漁業(藻類養殖)]
 (中部海区関係)
 1 公示番号 区第4,001号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐市宇佐町沖防波堤前
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 土佐市宇佐町沖防波堤西区画基点
 基点乙 土佐市宇佐町沖防波堤東区画基点
 ア 甲から乙を見通した線から左に75度4分の線と乙から甲を見通した線から右に27度6分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から左に49度2分の線と乙から甲を見通した線から右に57度3分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から左に22度31分の線と乙から甲を見通した線から右に38度23分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から左に77度41分の線と乙から甲を見通した線から右に14度11分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 藻 1月1日から12月31日まで
 類養殖業
 (3) 地元地区
 土佐市のうち宇佐町
 (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
 2 公示番号 区第4,002号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 土佐市宇佐町古波止南地先(1)
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 土佐市宇佐町古波止区画基点
 基点乙 土佐市宇佐町小港区画基点
 ア 甲から乙を見通した線から右に42度19分の線と乙から甲を見通した線から左に79度52分の線との交点
 イ 甲から乙を見通した線から右に86度8分の線と乙から甲を見通した線から左に26度57分の線との交点
 ウ 甲から乙を見通した線から右に79度12分の線と乙から甲を見通した線から左に22度50分の線との交点
 エ 甲から乙を見通した線から右に37度4分の線と乙から甲を見通した線から左に81度12分の線との交点
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域
 (2) 漁業の種類及び時期
 漁業の種類 漁業の時期
 第一種区画漁業 藻 1月1日から12月31日まで
 類養殖業
 (3) 地元地区
 土佐市のうち宇佐町
 (4) 制限又は条件
 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
 3 公示番号 区第4,003号
 (1) 漁場の位置及び区域
 ア 漁場の位置 須崎市大谷小室戸地先
 イ 漁場の区域
 点の位置
 基点甲 須崎市大長崎の鼻区画基点
 ア 甲から磁針方位37度58分の線上甲から917メートルの点
 イ 甲から磁針方位41度10分の線上甲から1,113メートルの点

<p>ウ 甲から磁針方位61度5分の線上甲から1,062メートルの点</p> <p>エ 甲から磁針方位60度26分の線上甲から856メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>第一種区画漁業 藻 1月1日から12月31日まで</p> <p>類養殖業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>須崎市のうち大谷</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>4 公示番号 区第4,004号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町上ノ加江押岡地先</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 高岡郡中土佐町上ノ加江三銀落小型定置漁場基点</p> <p>基点乙 高岡郡中土佐町上ノ加江上ノ加江港防波堤灯台</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から右に65度50分の線上甲から842メートルの点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から右に72度30分の線上甲から817メートルの点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から右に71度10分の線上甲から740メートルの点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から右に64度0分の線上甲から765メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>第一種区画漁業 藻 12月1日から翌年5月31日まで</p> <p>類養殖業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>高岡郡中土佐町のうち上ノ加江</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>5 公示番号 区第4,005号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町上ノ加江弁天崎地先</p> <p>イ 漁場の区域</p>	<p>点の位置</p> <p>基点甲 高岡郡中土佐町一ツ箸岡小型定置漁場基点</p> <p>基点乙 高岡郡中土佐町上ノ加江弁天崎小型定置漁場基点</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に49度20分の線と乙から甲を見通した線から右に38度40分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に41度10分の線と乙から甲を見通した線から右に53度30分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から左に22度32分の線と乙から甲を見通した線から右に40度20分の線との交点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から左に25度30分の線と乙から甲を見通した線から右に23度10分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>第一種区画漁業 藻 12月1日から翌年5月31日まで</p> <p>類養殖業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>高岡郡中土佐町のうち上ノ加江</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>◎定置漁業権 (33件)</p> <p>(東部海区関係)</p> <p>1 公示番号 定第1,001号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 安芸郡東洋町野根水尻沖(水尻1号)</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 安芸郡東洋町野根淀ヶ磯県漁場基点第8号</p> <p>基点乙 安芸郡東洋町野根御崎県漁場基点第10号</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に57度35分の線と乙から甲を見通した線から右に51度6分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に39度49分の線と乙から甲を見通した線から右に73度41分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から左に21度02分の線と乙から甲を見通した線から右に47度42分の線との交点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から左に34度24分の</p>	<p>線と乙から甲を見通した線から右に28度39分の線との交点</p> <p>オ 甲から乙を見通した線から左に42度56分の線と乙から甲を見通した線から右に36度30分の線との交点</p> <p>カ 甲から乙を見通した線から左に27度19分の線と乙から甲を見通した線から右に58度20分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで</p> <p>定置漁業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>安芸郡東洋町のうち野根</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>ア 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>イ オカ、カウ、ウエ及びエオを結ぶ4直線により囲まれた区域内においては、定第1,002号の操業を妨げるような垣網の敷設を行ってはならない。</p> <p>2 公示番号 定第1,002号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 安芸郡東洋町野根水尻沖(水尻2号)</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 安芸郡東洋町野根淀ヶ磯県漁場基点第8号</p> <p>基点乙 安芸郡東洋町野根御崎県漁場基点第10号</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に42度56分の線と乙から甲を見通した線から右に36度30分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に27度19分の線と乙から甲を見通した線から右に58度20分の線との交点</p> <p>ウ 乙から甲を見通した線から右に13度39分の線上乙から837メートルの点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から右に4度22分の線上甲から1,240メートルの点</p> <p>オ 甲から乙を見通した線から左に34度24分の線と乙から甲を見通した線から右に28度39分の線との交点</p> <p>カ 甲から乙を見通した線から左に21度02分の線と乙から甲を見通した線から右に47度42分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ</p>
---	---	--

<p>た区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業</p> <p>(3) 地元地区 安芸郡東洋町のうち野根</p> <p>(4) 制限又は条件 ア 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。 イ アイ、イカ、カオ及びオアを結ぶ4直線により囲まれた区域内においては、定第1,001号の操業を妨げるような身網の敷設を行ってはならない。</p> <p>3 公示番号 定第1,003号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 室戸市佐喜浜町黒濬沖 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 室戸市佐喜浜町隠谷県漁場基点第11号 基点乙 室戸市佐喜浜町宮置谷県漁場基点第13号 ア 甲から乙を見通した線から左に95度29分の線と乙から甲を見通した線から右に35度35分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に71度54分の線と乙から甲を見通した線から右に48度38分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に23度8分の線と乙から甲を見通した線から右に14度27分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に70度10分の線と乙から甲を見通した線から右に6度18分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域。ただし、共第2,509号の漁場の区域を除く。</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業</p> <p>(3) 地元地区 室戸市のうち佐喜浜町</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>4 公示番号 定第1,004号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 室戸市佐喜浜町佐喜浜港沖（源太濬） イ 漁場の区域</p>	<p>点の位置 基点甲 室戸市佐喜浜町平濬県漁場基点第14号 基点乙 室戸市佐喜浜町都呂県漁場基点第15号 ア 甲から乙を見通した線から左に47度5分の線と乙から甲を見通した線から右に70度24分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に37度41分の線と乙から甲を見通した線から右に90度42分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に6度30分の線と乙から甲を見通した線から右に70度45分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に7度15分の線と乙から甲を見通した線から右に27度8分の線との交点 オ 甲から乙を見通した線から左に23度12分の線と乙から甲を見通した線から右に55度55分の線との交点 カ 甲から乙を見通した線から左に17度19分の線と乙から甲を見通した線から右に85度45分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業</p> <p>(3) 地元地区 室戸市のうち佐喜浜町</p> <p>(4) 制限又は条件 ア 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。 イ オカ、カウ、ウエ及びエオを結ぶ4直線により囲まれた区域内においては、共第2,518号の操業を妨げるような垣網の敷設を行ってはならない。</p> <p>5 公示番号 定第1,005号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町椎名若松谷沖（椎名2号） イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 室戸市室戸岬町椎名小糸の鼻県漁場基点第23号 基点乙 室戸市室戸岬町椎名高知県漁業協同組合椎名支所屋上県漁場基点 基点丙 室戸市室戸岬町椎名小糸の鼻濬上の濬</p>	<p>ア 甲から乙を見通した線から左に102度54分の線と乙から甲を見通した線から右に38度5分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に73度59分の線と乙から甲を見通した線から右に52度23分の線との交点 アイ、イ甲、甲丙及び丙アを結ぶ4直線により囲まれた区域。</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 ぶり、あじ、その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業</p> <p>(3) 地元地区 室戸市のうち室戸岬町椎名</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>6 公示番号 定第1,006号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町椎名小糸の鼻沖（椎名3号） イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 室戸市室戸岬町椎名船着場県漁場基点第21号 基点乙 室戸市室戸岬町椎名高知県漁業協同組合椎名支所屋上県漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に52度34分の線と乙から甲を見通した線から右に55度23分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に39度22分の線と乙から甲を見通した線から右に78度0分の線との交点 ウ 乙から甲を見通した線から右に20度27分の線上乙から430メートルの点 エ 乙から甲を見通した線から右に7度17分の線上乙から984.5メートルの点 オ 甲から乙を見通した線から左に28度20分の線と乙から甲を見通した線から右に44度31分の線との交点 アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアを結ぶ5直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業</p>
--	--	--

(3) 地元地区
室戸市のうち室戸岬町椎名

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

7 公示番号 定第1,007号

(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町椎名夫婦渚沖（椎名1号）
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 室戸市室戸岬町椎名かごりたか県漁場基点第25号
基点乙 室戸市室戸岬町三津竹ヶ鼻県漁場基点第26号
基点丙 室戸市室戸岬町椎名日沖大渚
基点丁 室戸市室戸岬町椎名椎の木谷沖の渚
ア 甲から乙を見通した線から左に56度37分の線と乙から甲を見通した線から右に61度45分の線との交点
イ 甲から乙を見通した線から左に44度30分の線と乙から甲を見通した線から右に79度58分の線との交点
アイ、イ丁、丁丙及び丙アを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで
定置漁業

(3) 地元地区
室戸市のうち室戸岬町椎名

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

8 公示番号 定第1,008号

(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町三津竹ヶ鼻沖（三津2号）
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 室戸市室戸岬町三津竹ヶ鼻県漁場基点第26号
基点乙 室戸市室戸岬町三津丸山県漁場基点第27号
ア 甲から乙を見通した線から左に92度16分の線と乙から甲を見通した線から右に51度40分の線との交点
イ 甲から乙を見通した線から左に69度46分の

線と乙から甲を見通した線から右に71度58分の線との交点
ウ 甲から乙を見通した線から左に30度3分の線と乙から甲を見通した線から右に41度10分の線との交点
エ 甲から乙を見通した線から左に85度42分の線と乙から甲を見通した線から右に13度21分の線との交点
アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域。ただし、共第2,525号の漁場の区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで
定置漁業

(3) 地元地区
室戸市のうち室戸岬町三津

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

9 公示番号 定第1,009号

(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町三津長渚沖（三津1号）
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 室戸市室戸岬町三津丸山県漁場基点第27号
基点乙 室戸市室戸岬町六ヶ谷県漁場基点第29号
ア 甲から乙を見通した線から左に41度13分の線と乙から甲を見通した線から右に59度2分の線との交点
イ 甲から乙を見通した線から左に33度34分の線と乙から甲を見通した線から右に77度32分の線との交点
ウ 乙から甲を見通した線から右に12度20分の線上乙から346メートルの点
エ 乙から甲を見通した線から右に6度30分の線上乙から636メートルの点
アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域。ただし、共第2,527号の漁場の区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで
定置漁業

(3) 地元地区
室戸市のうち室戸岬町三津

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

10 公示番号 定第1,010号

(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町高岡赤渚沖（高岡1号）
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 室戸市室戸岬町六ヶ谷県漁場基点第29号
基点乙 室戸市室戸岬町高岡港堤防県漁場基点第32号
ア 甲から乙を見通した線から左に82度35分の線と乙から甲を見通した線から右に49度15分の線との交点
イ 甲から乙を見通した線から左に60度47分の線と乙から甲を見通した線から右に65度28分の線との交点
ウ 甲から乙を見通した線から左に20度17分の線と乙から甲を見通した線から右に12度25分の線との交点
エ 甲から乙を見通した線から左に87度55分の線と乙から甲を見通した線から右に8度59分の線との交点
アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで
定置漁業

(3) 地元地区
室戸市のうち室戸岬町高岡

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

11 公示番号 定第1,011号

(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町高岡黒見沖（高岡2号）
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 室戸市室戸岬町六ヶ谷県漁場基点第29号
基点乙 室戸市室戸岬町高岡港堤防県漁場基点第32号
ア 甲から乙を見通した線から左に44度33分の線と乙から甲を見通した線から右に60度48分の線との交点
イ 甲から乙を見通した線から左に32度35分の線と乙から甲を見通した線から右に90度15分の線との交点
ウ 甲から乙を見通した線から左に9度3分の

<p>線と乙から甲を見通した線から右に68度30分の線との交点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から左に11度39分の線と乙から甲を見通した線から右に26度15分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業</p> <p>(3) 地元地区 室戸市のうち室戸岬町高岡</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>12 公示番号 定第1,012号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 室戸市羽根町二又沖 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 室戸市羽根町大湊県漁場基点第56号 基点乙 室戸市羽根町二又県漁場基点第59号 ア 甲から乙を見通した線から左に76度17分の線と乙から甲を見通した線から右に38度17分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に59度37分の線と乙から甲を見通した線から右に52度21分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に36度4分の線と乙から甲を見通した線から右に38度18分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に43度34分の線と乙から甲を見通した線から右に26度12分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業</p> <p>(3) 地元地区 室戸市のうち羽根町</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>13 公示番号 定第1,013号</p>	<p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 安芸郡奈半利町加領郷港前 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 室戸市羽根町羽根岬県漁場基点第62号 基点乙 安芸郡奈半利町須川県漁場基点第30号 ア 甲から乙を見通した線から左に96度54分の線と乙から甲を見通した線から右に28度54分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に80度7分の線と乙から甲を見通した線から右に37度18分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に39度24分の線と乙から甲を見通した線から右に20度7分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に55度20分の線と乙から甲を見通した線から右に10度55分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業</p> <p>(3) 地元地区 安芸郡奈半利町のうち加領郷</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>14 公示番号 定第1,014号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 安芸郡奈半利町東浜沖 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 安芸郡奈半利町須川県漁場基点第30号 基点乙 安芸郡奈半利町奈半利港左岸堤防上県漁場基点第68号 ア 甲から乙を見通した線から左に84度29分の線と乙から甲を見通した線から右に55度48分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に73度47分の線と乙から甲を見通した線から右に63度52分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に67度41分の線と乙から甲を見通した線から右に58度22分の線との交点</p>	<p>エ 甲から乙を見通した線から左に77度9分の線と乙から甲を見通した線から右に51度37分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 10月1日から翌年7月31日まで 定置漁業</p> <p>(3) 地元地区 安芸郡奈半利町。ただし、同町のうち加領郷を除く。</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>15 公示番号 定第1,015号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 安芸郡奈半利町六本松沖 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 安芸郡奈半利町須川県漁場基点第30号 基点乙 安芸郡奈半利町奈半利港左岸堤防上県漁場基点第68号 ア 甲から乙を見通した線から左に68度10分の線と乙から甲を見通した線から右に50度23分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に59度1分の線と乙から甲を見通した線から右に57度48分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に49度27分の線と乙から甲を見通した線から右に45度35分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に57度38分の線と乙から甲を見通した線から右に39度35分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 10月1日から翌年7月31日まで 定置漁業</p> <p>(3) 地元地区 安芸郡奈半利町。ただし、同町のうち加領郷を除く。</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>16 公示番号 定第1,016号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p>
---	---	---

<p>ア 漁場の位置 安芸郡田野町三ツ石沖</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 安芸郡田野町奈半利川右岸堤防上測点</p> <p>基点乙 安芸郡田野町県漁場基点第32号の1</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に75度44分の線と乙から甲を見通した線から右に74度31分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に65度58分の線と乙から甲を見通した線から右に83度5分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から左に66度0分の線と乙から甲を見通した線から右に71度40分の線との交点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から左に76度36分の線と乙から甲を見通した線から右に64度15分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>ぶり あじ その他 10月1日から翌年7月31日まで</p> <p>定置漁業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>安芸郡田野町</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>ア 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>イ 垣網の長さは、垣障子付けから陸止めまでを75メートル以内とすること。</p> <p>17 公示番号 定第1,017号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 安芸郡安田町唐ノ浜小磯渚沖</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 安芸郡安田町不動県漁場基点第33号の1</p> <p>基点乙 安芸郡安田町唐ノ浜県漁場基点第35号の2</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に53度25分の線と乙から甲を見通した線から右に86度3分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に45度39分の線と乙から甲を見通した線から右に100度13分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から左に35度1分の線と乙から甲を見通した線から右に103度42分の線との交点</p>	<p>エ 甲から乙を見通した線から左に42度36分の線と乙から甲を見通した線から右に82度45分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>ぶり あじ その他 10月1日から翌年7月31日まで</p> <p>定置漁業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>安芸郡安田町</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>ア 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>イ 垣網の長さは、垣障子付けから陸止めまでを75メートル以内とすること。</p> <p>(中部海区関係)</p> <p>18 公示番号 定第1,018号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 須崎市下甲崎西沖</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 須崎市下甲崎くつが鼻県漁場基点</p> <p>基点乙 須崎市下甲崎じんだる県漁場基点</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に132度23分の線と乙から甲を見通した線から右に33度48分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に93度35分の線と乙から甲を見通した線から右に62度25分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から左に186度0分の線上甲から136メートルの点</p> <p>アイ、イウ及びウアを結ぶ3直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>ぶり あじ その他 10月1日から翌年8月30日まで</p> <p>定置漁業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>須崎市のうち須崎、野見、大谷及び久通</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>19 公示番号 定第1,019号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 須崎市大谷九石沖</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p>	<p>基点甲 須崎市大谷水尻大濬県漁場基点</p> <p>基点乙 須崎市大谷九石の大黒濬県漁場基点第85号</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に41度25分の線と乙から甲を見通した線から右に68度17分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に15度56分の線と乙から甲を見通した線から右に96度13分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から右に11度13分の線と乙から甲を見通した線から左に36度0分の線との交点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から右に25度50分の線と乙から甲を見通した線から左に15度15分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>ぶり あじ その他 10月1日から翌年7月30日まで</p> <p>定置漁業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>須崎市のうち須崎、野見、大谷及び久通</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>20 公示番号 定第1,020号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 須崎市大谷のぞきの鼻沖(双子1号)</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 須崎市大谷のぞきの鼻小島県漁場基点第86号</p> <p>基点乙 須崎市大谷神島大黒濬県漁場基点第87号</p> <p>ア 甲から磁針方位98度50分の線と乙から磁針方位57度35分の線との交点</p> <p>イ 甲から磁針方位148度20分の線と乙から磁針方位70度15分の線との交点</p> <p>甲ア、アイ及びイ甲を結ぶ3直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>ぶり あじ その他 10月10日から翌年7月10日まで</p> <p>定置漁業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>須崎市のうち野見、大谷及び久通</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p>
---	---	---

<p>(西部海区関係)</p> <p>21 公示番号 定第1,021号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町鈴沖</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 幡多郡黒潮町鈴弁天鼻石標</p> <p>基点乙 幡多郡黒潮町鈴縦面鼻石標</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に86度56分の線と乙から甲を見通した線から右に61度20分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に62度15分の線と乙から甲を見通した線から右に85度43分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から左に14度5分の線と乙から甲を見通した線から右に23度52分の線との交点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から左に127度2分の線と乙から甲を見通した線から右に10度38分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで</p> <p>定置漁業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>幡多郡黒潮町のうち鈴</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>22 公示番号 定第1,022号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町灘沖</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 幡多郡黒潮町灘県漁場基点第161号</p> <p>基点乙 幡多郡黒潮町灘池の元</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に83度9分の線と乙から甲を見通した線から右に47度0分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に48度18分の線と乙から甲を見通した線から右に61度0分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から左に32度31分の線と乙から甲を見通した線から右に22度48分</p>	<p>の線との交点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から左に97度10分の線と乙から甲を見通した線から右に25度9分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで</p> <p>定置漁業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>幡多郡黒潮町のうち灘、伊田、有井川及び白浜</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>23 公示番号 定第1,023号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町灘元落沖</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 幡多郡黒潮町灘井の岬岡蜂の巣落定置漁場基点</p> <p>基点乙 幡多郡黒潮町灘瀬戸の鼻県漁場基点第164号</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に56度47分の線と乙から甲を見通した線から右に85度25分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に34度41分の線と乙から甲を見通した線から右に119度18分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から左に16度0分の線と乙から甲を見通した線から右に119度23分の線との交点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から左に26度57分の線と乙から甲を見通した線から右に75度9分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで</p> <p>定置漁業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>幡多郡黒潮町のうち灘、伊田、有井川及び白浜</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p>	<p>24 公示番号 定第1,024号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 土佐清水市以布利朴の川鼻沖</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 土佐清水市以布利県漁場基点第142号</p> <p>基点乙 土佐清水市以布利県漁場基点第143号</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に91度45分の線と乙から甲を見通した線から右に44度3分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に64度42分の線と乙から甲を見通した線から右に61度46分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から左に93度50分の線と乙から甲を見通した線から右に8度35分の線との交点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から左に151度2分の線と乙から甲を見通した線から右に5度52分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで</p> <p>定置漁業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>土佐清水市のうち以布利</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>25 公示番号 定第1,025号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 土佐清水市以布利三ツ落沖</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 土佐清水市以布利県漁場基点第143号</p> <p>基点乙 土佐清水市窪津馬目県漁場基点第188号</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に78度37分の線と乙から甲を見通した線から右に61度15分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に52度24分の線と乙から甲を見通した線から右に80度48分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から左に49度55分の線と乙から甲を見通した線から右に74度16分の線との交点</p>
---	---	--

<p>エ 甲から乙を見通した線から左に35度24分の線と乙から甲を見通した線から右に15度36分の線との交点</p> <p>オ 甲から乙を見通した線から左に94度36分の線と乙から甲を見通した線から右に17度17分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアを結ぶ5直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業</p> <p>(3) 地元地区 土佐清水市のうち以布利</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>26 公示番号 定第1,026号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 土佐清水市窪津港前沖 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 土佐清水市窪津馬日木県漁場基点第188号 基点乙 土佐清水市窪津長濬基点 ア 甲から乙を見通した線から左に72度18分の線と乙から甲を見通した線から右に73度40分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に51度19分の線と乙から甲を見通した線から右に98度32分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に0度38分の線と乙から甲を見通した線から右に0度53分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に116度47分の線と乙から甲を見通した線から右に8度42分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業</p> <p>(3) 地元地区 土佐清水市のうち窪津、津呂及び大谷</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p>	<p>27 公示番号 定第1,027号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 土佐清水市窪津・津呂界松尾谷沖(吉ノ前) イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 土佐清水市窪津県漁場基点第191号 基点乙 土佐清水市津呂県漁場基点第193号 ア 甲から乙を見通した線から左に75度10分の線と乙から甲を見通した線から右に57度45分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に45度0分の線と乙から甲を見通した線から右に78度8分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線上甲から785メートルの点 エ 甲から乙を見通した線から左に24度0分の線と乙から甲を見通した線から右に8度17分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域。ただし、共第2,590号の漁場の区域を除く。</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業</p> <p>(3) 地元地区 土佐清水市のうち窪津、津呂及び大谷</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>28 公示番号 定第1,028号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 土佐清水市足摺岬椎ヶ落沖(足摺岬椎ヶ落沖) イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 土佐清水市足摺岬ローソク濬県漁場基点 基点乙 土佐清水市足摺岬たすき濬の北県漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に62度59分の線と乙から甲を見通した線から右に83度17分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に41度25分の線と乙から甲を見通した線から右に112度23分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に16度15分の線と乙から甲を見通した線から右に120度17</p>	<p>分の線との交点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から左に43度53分の線と乙から甲を見通した線から右に36度58分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 10月1日から翌年7月31日まで 定置漁業</p> <p>(3) 地元地区 土佐清水市のうち足摺岬</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>29 公示番号 定第1,029号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 幡多郡大月町古満目崎沖 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町古満目えびす濬県漁場基点 基点乙 幡多郡大月町古満目すずき濬県漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に77度10分の線と乙から甲を見通した線から右に77度42分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に4度55分の線と乙から甲を見通した線から右に172度35分の線との交点</p> <p>アイ、イ乙、乙甲及び甲アを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち古満目</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>30 公示番号 定第1,030号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 幡多郡大月町一切浅濬沖 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町一切浅濬崎もと濬 基点乙 幡多郡大月町一切赤崎沖の濬 基点丙 幡多郡大月町一切浅濬崎立濬</p>
--	---	---

<p>基点丁 幡多郡大月町一切浅濬崎止めの濬</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から右に27度20分の線と乙から甲を見通した線から左に36度2分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から右に67度26分の線と乙から甲を見通した線から左に20度27分の線との交点</p> <p>アイ、イ丙、丙丁及び丁アを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで</p> <p>定置漁業</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち古満目</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p>	<p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 幡多郡大月町安満地松島前</p> <p>イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町安満地松島県漁場基点第222号 基点乙 幡多郡大月町安満地観音崎丸濬</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に56度21分の線と乙から甲を見通した線から右に5度10分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から右に25度52分の線と乙から甲を見通した線から左に10度36分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から右に101度12分の線と乙から甲を見通した線から左に10度36分の線との交点</p> <p>アイ、イウ及びイウアを結ぶ3直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで</p> <p>定置漁業</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち安満地</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p>	<p>定置漁業</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち安満地</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p> <p>第2 免許予定日 平成30年9月1日</p> <p>第3 漁業権の免許申請期間 平成30年6月4日から同年7月19日まで</p> <p>第4 漁業権の存続期間 免許の日から平成35年8月31日まで (この告示による区画漁業権及び定置漁業権の漁場図は、高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて一般の縦覧に供する。)</p>
<p>31 公示番号 定第1,031号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 幡多郡大月町一切勤崎南沖</p> <p>イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町一切大濬県漁場基点 基点乙 幡多郡大月町一切勤崎南小型定置漁場基点</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に90度59分の線と乙から甲を見通した線から右に62度31分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に35度24分の線と乙から甲を見通した線から右に118度0分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から左に3度3分の線上甲から95.5メートルの点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から右に54度23分の線上甲から38.0メートルの点</p> <p>甲ア、アイ、イウ、ウエ及びエ甲を結ぶ5直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで</p> <p>定置漁業</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡大月町のうち一切</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。</p>	<p>33 公示番号 定第1,033号</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 幡多郡大月町安満地岡崎浜沖</p> <p>イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡大月町安満地観音崎東小型定置漁場基点 基点乙 幡多郡大月町安満地観音崎北県漁場基点 基点丙 幡多郡大月町サル岩</p> <p>ア 甲から磁針方位353度07分の線上甲から85メートルの点</p> <p>イ 甲から磁針方位356度29分の線上甲から368メートルの点</p> <p>ウ 甲から磁針方位14度30分の線上甲から595メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウ乙、乙丙及び丙アを結ぶ5直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期 ぶり あじ その他 1月1日から12月31日まで</p>	
<p>32 公示番号 定第1,032号</p>		

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○区画漁業及び定置漁業の免許 (漁業管理課)	1
○区画漁業の免許 (")	8
高知海区漁業調整委員会指示	
○定置漁業の保護区域及び免許区域についての指示	8

告 示

高知県告示第693号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、次のとおり区画漁業及び定置漁業を平成30年9月1日に免許した。

平成30年9月1日

高知県知事 尾崎 正直

◎区画漁業権（第一種区画漁業（貝類養殖））（30件）

漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号	漁業権者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	免許の内容	制限又は条件	存続期間
区 第 2,001 号	高知市本町一丁目6番21号 高知県漁業協同組合 代表理事 澳本 健也	平成30年5月高知県告示第463号のとお	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
区 第 2,002 号	"	"	1 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。	"

			2 漁場の区域中、点クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ及びソアを結ぶ8直線に隣接する養殖施設（土俵又は錨等を含む。）は、当該漁業権の漁場の区域内に設置すること。	
区 第 2,003 号	"	"	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。	"
区 第 2,004 号	"	"	"	"
区 第 2,005 号	"	"	"	"
区 第 2,006 号	"	"	"	"
区 第 2,007 号	"	"	"	"
区 第 2,008 号	須崎市大谷235番地52 大谷漁業協同組合 代表理事 西村 林	"	"	"
区 第 2,009 号	高岡郡中土佐町久礼8645番地 久礼漁業協同組合 代表理事 崎山 義澄	"	"	"

区 第 2,010 号	高知市本町一丁目6番21号 高知県漁業協同組合 代表理事 澳本 健也	"	"	"
区 第 2,011 号	"	"	"	"
区 第 2,012 号	"	"	"	"
区 第 2,013 号	"	"	"	"
区 第 2,014 号	"	"	"	"
区 第 2,015 号	"	"	"	"
区 第 2,016 号	"	"	"	"
区 第 2,017 号	"	"	"	"
区 第 2,018 号	"	"	"	"
区 第 2,019 号	"	"	"	"
区 第 2,020 号	"	"	"	"

号				
区 第 2,021 号	〃	〃	〃	〃
区 第 2,022 号	〃	〃	〃	〃
区 第 2,023 号	〃	〃	〃	〃
区 第 2,024 号	〃	〃	〃	〃
区 第 2,025 号	〃	〃	〃	〃
区 第 2,026 号	〃	〃	〃	〃
区 第 2,027 号	宿毛市小筑紫町田ノ浦1337番地2 すくも湾漁業協同組合 代表理事 浦尻 和伸	〃	〃	〃
区 第 2,028 号	〃	〃	〃	〃
区 第 2,029 号	〃	〃	〃	〃
区 第 2,030 号	宿毛市藻津1155番地20 藻津漁業協同組合 代表理事 多久間 榮一	〃	〃	〃

◎区画漁業権（第一種区画漁業（魚類養殖））（72件）

漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号	漁業権者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	免許の内容	制限又は条件	存続期間
区 第 3,001 号	高知市本町一丁目6番21号 高知県漁業協同組合 代表理事 澳本 健也	平成30年5月高知県告示第463号のとおり	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
区 第 3,002 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,003 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,004 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,005 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,006 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,007 号	〃	〃	〃	〃

区 第 3,008 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,009 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,010 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,011 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,012 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,013 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,014 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,015 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,016 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,017 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,018 号	高知市本町一丁目6番21号 高知県漁業協同組合 代表理事	〃	〃	〃

区 第 3,032 号	”	”	”	”
区 第 3,033 号	”	”	”	”
区 第 3,034 号	”	”	”	”
区 第 3,035 号	”	”	”	”
区 第 3,036 号	”	”	”	”
区 第 3,037 号	”	”	”	”
区 第 3,038 号	”	”	”	”
区 第 3,039 号	幡多郡大月町橘浦 263番地 橘浦漁業協同組 合 代表理事 依岡 圭一	”	”	”
区 第 3,040 号	”	”	”	”
区 第 3,041 号	”	”	”	”
区 第 3,042 号	”	”	”	”

区 第 3,043 号	”	”	”	”
区 第 3,044 号	”	”	”	”
区 第 3,045 号	宿毛市小筑紫町田 ノ浦1337番地2 すくも湾漁業協 同組合 代表理 事 浦尻 和伸	”	”	”
区 第 3,046 号	”	”	”	”
区 第 3,047 号	”	”	”	”
区 第 3,048 号	”	”	”	”
区 第 3,049 号	”	”	”	”
区 第 3,050 号	”	”	”	”
区 第 3,051 号	”	”	”	”
区 第 3,052 号	”	”	”	”
区 第 3,053 号	”	”	”	”

号				
区 第 3,054 号	”	”	”	”
区 第 3,055 号	”	”	”	”
区 第 3,056 号	”	”	”	”
区 第 3,057 号	”	”	”	”
区 第 3,058 号	”	”	”	”
区 第 3,059 号	”	”	”	”
区 第 3,060 号	”	”	”	”
区 第 3,061 号	”	”	”	”
区 第 3,062 号	”	”	”	”
区 第 3,063 号	”	”	”	”
区 第 3,064 号	宿毛市藻津1155番 地20 藻津漁業協同組	”	”	”

	合 代表理事 多久間 榮一			
区 第 3,065 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,066 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,067 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,068 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,069 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,070 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,071 号	〃	〃	〃	〃
区 第 3,072 号	宿毛市小筑紫町田 ノ浦1337番地2 すくも湾漁業協 同組合 代表理 事 浦尻 和伸	〃	〃	〃

◎区画漁業権（第一種区画漁業（くろまぐる養殖））（7件）

漁場計 画の公 示の際 の公示 番号及 び免許	漁業権者の住所及 び氏名（法人にあ っては、名称及び 代表者の氏名）	免許 の内 容	制限又は条件	存続 期間
--	---	---------------	--------	----------

番号				
区 第 3,303 号	宿毛市小筑紫町田 ノ浦1337番地2 すくも湾漁業協 同組合 代表理 事 浦尻 和伸	平成 30年 5月 高知 県告 示第 463 号の とお り	養殖用の種苗は、 人工種苗でなければ ならない。	平成 30年 9月 1日 から 平成 35年 8月 31日 まで
区 第 3,304 号	〃	〃	1 昼夜間の漁具 標識を特に明瞭 にすること。 2 漁場の区域に おいて設置する 養殖の用に供す る施設は、次に 掲げる規模を超 えてはならない。 ただし、生 け簀の総面積が 40,460平方メ ートルを超えない 範囲内で、生け 簀の形状、規格 又は台数を変更 することができる。 ア 直径が30メ ートルの円形 で2台 イ 直径が50メ ートルの円形 で3台 ウ 辺の長さが 16メートルの 正六角形で2 台 エ 辺の長さが 24メートルの 正八角形で5 台	〃

			オ 辺の長さが 24.5メートル 及び51.5メー トルの長八角 形で4台	
区 第 3,305 号	〃	〃	養殖用の種苗は、 人工種苗でなければ ならない。	〃
区 第 3,306 号	〃	〃	1 昼夜間の漁具 標識を特に明瞭 にすること。 2 漁場の区域に おいて設置する 養殖の用に供す る施設は、次に 掲げる規模を超 えてはならない。 ただし、生 け簀の総面積が 32,847平方メ ートルを超えない 範囲内で、生け 簀の形状、規格 又は台数を変更 することができる。 ア 直径が18メ ートルの円形 で1台 イ 直径が40メ ートルの円形 で4台 ウ 直径が50メ ートルの円形 で1台 エ 直径が60メ ートルの円形 で5台 オ 辺の長さが 13メートルの 正方形で4台 カ 辺の長さが 60メートルの	〃

			正方形で3台	
区 第 3,307 号	〃	〃	1 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。 2 漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、直径が60メートルの円形で3台の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が8,478平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することができる。	〃
区 第 3,308 号	幡多郡大月町橘浦 263番地 橘浦漁業協同組合 代表理事 依岡 圭一	〃	1 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。 2 漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、次に掲げる規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が71,357平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することができる。 ア 直径が30メートルの円形で21台 イ 直径が60メートルの円形	〃

			で20台 3 養殖用の種苗は、別の区画漁業権漁場から当該漁場に移送させた種苗を除き、天然種苗を活込んでではない。	
区 第 3,309 号	〃	〃	1 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。 2 漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、直径が30メートルの円形で20台の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が14,130平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することができる。	〃

◎区画漁業権（第一種区画漁業（えび類養殖））（1件）

漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号	漁業権者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	免許の内容	制限又は条件	存続期間
区 第 3,601 号	宿毛市小筑紫町田ノ浦1337番地2 すくも湾漁業協同組合 代表理事 浦尻 和伸	平成30年5月高知県告	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。	平成30年9月1日から

		示第 463 号の とおり		平成 35年 8月 31日 まで
--	--	------------------------	--	------------------------------

◎区画漁業権（第一種区画漁業（藻類養殖））（5件）

漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号	漁業権者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	免許の内容	制限又は条件	存続期間
区 第 4,001 号	高知市本町一丁目6番21号 高知県漁業協同組合 代表理事 澳本 健也	平成30年5月高知県告示第463号の とおり	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
区 第 4,002 号	〃	〃	〃	〃
区 第 4,003 号	須崎市大谷235番地52 大谷漁業協同組合 代表理事 西村 林	〃	〃	〃
区 第 4,004 号	高知市本町一丁目6番21号 高知県漁業協同組合 代表理事 澳本 健也	〃	〃	〃
区 第 4,005	〃	〃	〃	〃

号				
◎定置漁業権 (33件)				
漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号	漁業権者の住所及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	免許の内容	制限又は条件	存続期間
定 第 1,001 号	安芸郡東洋町野根丙1621番地3 櫻井 淳一ほか1名(東洋大敷組合)	平成30年5月高知県告示第463号のとおり	1 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。 2 オカ、カウ、ウエ及びエオを結ぶ4直線により囲まれた区域内においては、定第1,002号の操業を妨げるような垣網の敷設を行ってはならない。	平成30年9月1日から平成35年8月31日
定 第 1,002 号	〃	〃	1 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。 2 アイ、イカ、カオ及びオアを結ぶ4直線により囲まれた区域内においては、定第1,001号の操業を妨げるような身網の敷設を行ってはならない。	〃
定 第 1,003 号	室戸市佐喜浜町3745番地 苫坂 一角ほか387名(佐喜浜大敷組合)	〃	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。	〃

定 第 1,004 号	〃	〃	1 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。 2 オカ、カウ、ウエ及びエオを結ぶ4直線により囲まれた区域内においては、共第2,518号の操業を妨げるような垣網の敷設を行ってはならない。	〃
定 第 1,005 号	室戸市室戸岬町469番地6 橋本 健ほか141名(椎名大敷組合)	〃	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。	〃
定 第 1,006 号	〃	〃	〃	〃
定 第 1,007 号	〃	〃	〃	〃
定 第 1,008 号	室戸市室戸岬町2411番地1 戎井 康豊ほか102名(三津大敷組合)	〃	〃	〃
定 第 1,009 号	〃	〃	〃	〃
定 第 1,010 号	室戸市室戸岬町3868番地1 高岡大敷株式会社 代表取締役 桜井 寅善	〃	〃	〃

定 第 1,011 号	〃	〃	〃	〃
定 第 1,012 号	室戸市羽根町乙3209番地419 池田 重幸ほか8名(羽根大敷組合)	〃	〃	〃
定 第 1,013 号	安芸郡奈半利町甲92番地2 大西 洋三ほか2名(加領郷大敷組合)	〃	〃	〃
定 第 1,014 号	安芸郡奈半利町乙265番地1 宮地 誓ほか9名(奈半利大敷組合)	〃	〃	〃
定 第 1,015 号	安芸郡奈半利町乙1093番地1 木下 清ほか7名(奈半利町大敷組合)	〃	〃	〃
定 第 1,016 号	安芸郡田野町2550番地 有限会社田野大敷 代表取締役 安岡 康	〃	1 昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。 2 垣網の長さは、垣障子付けから陸止めまでを758メートル以内とすること。	〃
定 第 1,017 号	安芸郡安田町安田1716番地9 長町 爾ほか5名(安田大柴大敷組合)	〃	〃	〃
定 第	須崎市東糺町3番	〃	昼夜間の漁具標識	〃

1,018号	4号 笹岡 博ほか6名（九石大敷組合）		を特に明瞭にすること	
定 第1,019号	〃	〃	〃	〃
定 第1,020号	須崎市大谷716番地 森光 博ほか197名（双子大敷組合）	〃	〃	〃
定 第1,021号	幡多郡黒潮町佐賀2417番地48 谷 儀光ほか29名（鈴共同大敷組合）	〃	〃	〃
定 第1,022号	幡多郡黒潮町田野浦2353番地2 株式会社魚彩 代表取締役 水野 大輔	〃	〃	〃
定 第1,023号	〃	〃	〃	〃
定 第1,024号	土佐清水市以布利467番地 中平 義久ほか157名（以布利共同大敷組合）	〃	〃	〃
定 第1,025号	〃	〃	〃	〃
定 第1,026号	土佐清水市窪津571番地 川田 一成ほか213名（窪津共	〃	〃	〃

	同大敷組合)			
定 第1,027号	〃	〃	〃	〃
定 第1,028号	高知市本町一丁目6番21号 高知県漁業協同組合 代表理事 澳本 健也	〃	〃	〃
定 第1,029号	幡多郡大月町弘見2135番地3 米澤 法隆ほか22名（古満目協栄組合）	〃	〃	〃
定 第1,030号	幡多郡大月町古満目95番地 福見 真路ほか43名（古満目水主大敷組合）	〃	〃	〃
定 第1,031号	幡多郡大月町一切110番地3 坂本 越郎	〃	〃	〃
定 第1,032号	宿毛市西町一丁目6番6号 株式会社木村水産 代表取締役 木村 勝久	〃	〃	〃
定 第1,033号	宿毛市藻津788番地3 小嶋 壮	〃	〃	〃

海 区 漁 業 調 整
委 員 会 指 示

高知海区漁業調整委員会指示第85号

高知海区内における定置漁業の保護区域及び免許区域について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づ

き、平成30年8月20日に次のとおり指示した。
平成30年9月1日

高知海区漁業調整委員会会長 木下 清

1 制限

2の保護区域内及び当該免許漁業に係る免許区域内では、当該免許漁業に著しく支障を及ぼす漁業を営み、又は当該免許漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。ただし、漁業権又は入漁権による場合は、この限りでない。

2 保護区域

別表の左欄に掲げる免許漁業の漁場について、次に掲げる基準により示された同表の右欄に掲げる保護区域とする。

(1) 基準線 免許区域の沖側の区域線の中央及び丘側の区域線の中央を通過する直線をいう。

(2) 基準点

ア 丘の基準点 免許区域の丘側の区域線の中央の点をいう。

イ 身網の基準点 基準線と身網の沖側との交点をいう。

ウ 沖の基準点 基準線上で、身網の基準点から別表の右欄に掲げる沖合の距離の点をいう。

(3) 前面及び後面 基準線に直角をなす直線の方をいい、端点がある方を前面とし、両口の場合は、端点の広い方を前面とする。また、基準線を挟み、前面の反対方向を後面とする。

(4) 沖合 身網の基準点から沖の基準点までをいう。

(5) 区域 沖の基準点及び丘の基準点からそれぞれ別表の右欄に掲げる前面及び後面の距離で示す4点を順次に直線で結んだ線で囲まれる区域をいう。ただし、最大高潮時の海岸線から陸側の区域を除く。

3 指示の効力

この指示の効力は、定置網の身網の敷設時から身網の撤去時までとする。

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成30年9月1日から平成35年8月31日までとする。

別表

免許漁業			保護区域		
漁場の位置	漁業権免許番号	漁業の種類	前面	後面	沖合
安芸郡東洋町野根水尻沖（水尻1号）	定第1,001号	ぶり あじ その他 定置漁業	1,300メートル（ただし、水深27メートル以浅の海域及び共同漁業権の漁場の区域を除く。）	520メートル（ただし、水深27メートル以浅の海域及び共同漁業権の漁場の区域を除く。）	550メートル
安芸郡東洋町野根水尻沖（水尻2号）	定第1,002号	〃	1,100メートル（ただし、水深27メートル以浅の海域及び共同漁業権の漁場の区域を除く。）	720メートル（ただし、水深27メートル以浅の海域及び共同漁業権の漁場の区域を除く。）	〃
室戸市佐喜浜町黒濤沖	定第1,003号	〃	910メートル	910メートル	〃
室戸市佐喜浜町佐喜浜港沖（源太	定第1,004号	〃	〃	〃	〃

室戸市室戸岬町椎名若松谷沖（椎名2号）	定第1,005号	〃	1,520メートル（ただし、佐喜浜地先海域に及ぶ海域を除く。）	300メートル	〃
室戸市室戸岬町椎名小糸の鼻沖（椎名3号）	定第1,006号	〃	1,820メートル（ただし、佐喜浜地先海域に及ぶ海域を除く。）		〃
室戸市室戸岬町椎名夫婦濤沖（椎名1号）	定第1,007号	〃	1,500メートル	320メートル	〃
室戸市室戸岬町三津竹ヶ鼻沖（三津2号）	定第1,008号	〃	1,820メートル		〃
室戸市室戸岬町三津長濤沖（三津1号）	定第1,009号	〃	〃		〃
室戸市室戸岬町高岡赤濤沖	定第1,010号	〃	〃		〃

(高岡1号)					
室戸市室戸岬町高岡黒見沖(高岡2号)	定第1,011号	〃	1,320メートル	500メートル	〃
室戸市羽根町二又沖	定第1,012号	〃	910メートル	910メートル	350メートル
安芸郡奈半利町加領郷港前	定第1,013号	〃			
安芸郡奈半利町東浜沖	定第1,014号	〃			
安芸郡奈半利町六本松沖	定第1,015号	〃	500メートル	500メートル	500メートル
安芸郡田野町三ツ石沖	定第1,016号	〃			
安芸郡安田町唐ノ浜小磯濬沖	定第1,017号	〃			
須崎市下甲崎西沖	定第1,018号	〃	310メートル	480メートル	320メートル
須崎市大谷九石沖	定第1,019号	〃	1,000メートル	500メートル	500メートル
須崎市大谷のぞきの鼻沖(双子1	定第1,020号	〃	1,820メートル		〃

号)					
幡多郡黒潮町鈴沖	定第1,021号	〃	1,400メートル	420メートル	550メートル
幡多郡黒潮町灘沖	定第1,022号	〃	920メートル	900メートル	〃
幡多郡黒潮町灘元濬沖	定第1,023号	〃	820メートル(ただし、機船船びき網漁業の操業を除く。)	1,000メートル(ただし、機船船びき網漁業の操業を除く。)	550メートル(ただし、機船船びき網漁業の操業を除く。)
土佐清水市以布利朴の川鼻沖	定第1,024号	〃	1,820メートル		550メートル
土佐清水市以布利三ツ濬沖	定第1,025号	〃	1,520メートル	300メートル	〃
土佐清水市窪津港前沖	定第1,026号	〃	610メートル(ただし、以布利地先海域に及ぶ海域を除く。)	520メートル	〃
土佐清水市窪津・津呂界松尾谷沖(吉ノ前)	定第1,027号	〃	1,820メートル		〃

土佐清水市足摺岬椎ケ濬沖(足摺岬椎ケ濬沖)	定第1,028号	〃	1,200メートル	500メートル	〃
幡多郡大月町古満目崎沖	定第1,029号	〃	910メートル(ただし、月灘地先海域に及ぶ海域を除く。)	400メートル	〃
幡多郡大月町一切浅濬沖	定第1,030号	〃	1,820メートル	400メートル	550メートル
幡多郡大月町一切勤崎南沖	定第1,031号	〃	220メートル	150メートル	140メートル
幡多郡大月町安満地松島前	定第1,032号	〃	270メートル	210メートル	140メートル
幡多郡大月町安満地岡崎浜沖	定第1,033号	〃			